

# 目 次

**目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。**

出席議員 .....	1
第1 会議録署名議員の指名 .....	4
第2 一般質問 .....	4
鈴木晴子 議員 .....	4
1 利府町まち・ひと・しごと創生総合戦略「重点目標Ⅲ新しい人の流れをつくる」の推進 について	
2 町民からさらに信頼される行政運営について	
西澤文久 議員 .....	23
1 投票がしやすい環境づくりについて	
2 がん予防対策について	
土村秀俊 議員 .....	32
1 教育費の負担軽減について	
2 利府町中小企業振興条例について	
第3 報告第1号 専決処分の報告について.....	44
第4 報告第2号 継続費繰越計算書について.....	45
第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について.....	45
第6 報告第4号 事故繰越し繰越計算書について.....	45
第7 報告第5号 水道事業会計継続費繰越計算書について.....	45
第8 報告第6号 水道事業会計予算繰越計算書について.....	46
第9 報告第7号 下水道事業会計予算繰越計算書について.....	46
第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて.....	46
第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて.....	47

## 令和3年6月定例会会議録（6月11日金曜日分）

第12	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	47
第13	議案第36号	利府町町税条例の一部を改正する条例	48
第14	議案第37号	利府町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	49
第15	議案第38号	利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条	49
第16	議案第39号	令和3年度利府町一般会計補正予算	50
第17	議案第40号	令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算	61
第18	議案第41号	令和3年度利府町水道事業会計補正予算	62
第19	議案第42号	令和3年度利府町下水道事業会計補正予算	62
第20	議案第43号	財産の取得について	63
第21	議案第44号	町道の路線認定について	66
第22	議案第45号	利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	67
第23	議案第46号	利府町農業委員会委員の任命について	69
第24	発委第1号	利府町議会会議規則の一部を改正する規則	69
第25	発委第2号	利府町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条	70
第26	議員の派遣について		72
第27	委員会の閉会中の継続調査の件		72

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和3年6月利府町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（18名）

1番	今野隆之君	2番	渡邊博恵君
3番	鈴木晴子君	4番	西澤文久君
5番	伊藤司君	6番	坂本義也君
7番	羽川喜富君	8番	伊勢英昭君
9番	安田知己君	10番	木村範雄君
11番	土村秀俊君	12番	高久時男君
13番	及川智善君	14番	永野渉君
15番	遠藤紀子君	16番	渡辺幹雄君
17番	鈴木忠美君	18番	吉岡伸二郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷大君
副町長	櫻井やえ子君
総務部長	後藤仁君
総務部総務課長	嶋正美君
総務部危機対策課長	郷家洋悦君
総務部オリンピック推進室長 兼選挙管理委員会事務局長	村田晃君
企画部長	鎌田功紀君
企画部秘書政策課長	千葉耕也君
企画部財務課長	藤岡章夫君
町民生活部長	名取仁志君
町民生活部税務課長	堀越伸二君
町民生活部生活環境課長	福島俊君

令和3年6月定例会会議録（6月11日金曜日分）

保 健 福 祉 部 長	鈴 木 久仁子	君
保健福祉部地域福祉課長	佐々木 辰 己	君
保健福祉部子ども支援課長	谷 津 匡 昭	君
保健福祉部健康推進課長	小 畑 香 代	君
保健福祉部新型コロナウイルス対策室長	川 口 優	君
経 済 産 業 部 長	佐 藤 浩 幸	君
経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長	上 野 昭 博	君
経済産業部商工観光課長	郷右近 啓 一	君
都 市 開 発 部 長	近 江 信 治	君
都市開発部都市整備課長	鈴 木 喜 宏	君
都市開発部施設管理課長	戸 枝 潤 也	君
上 下 水 道 部 長	菅 野 勇	君
上下水道部上下水道課長	鈴 木 義 光	君
会 計 管 理 者	鈴 木 則 明	君
会 計 課 長	折 笠 ゆき江	君
教 育 長	本 明 陽 一	君
教 育 部 長	菊 池 信 行	君
教育部教育総務課長	大 谷 浩 貴	君
教育部生涯学習課長 兼郷土資料館長	鎌 田 輝 久	君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義	君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	庄 司 英 夫	君
局長補佐兼係長	大 枝 大 将	君
主 任	青 砥 裕 司	君

---

議 事 日 程 （第3日）

令和3年6月11日（金曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第 2号 継続費繰越計算書について
- 第 5 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
- 第 6 報告第 4号 事故繰越し繰越計算書について
- 第 7 報告第 5号 水道事業会計継続費繰越計算書について
- 第 8 報告第 6号 水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 9 報告第 7号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 第12 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 議案第36号 利府町町税条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第37号 利府町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第38号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第39号 令和3年度利府町一般会計補正予算
- 第17 議案第40号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第18 議案第41号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算
- 第19 議案第42号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第20 議案第43号 財産の取得について
- 第21 議案第44号 町道の路線認定について
- 第22 議案第45号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第23 議案第46号 利府町農業委員会委員の任命について
- 第24 発委第 1号 利府町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第25 発委第 2号 利府町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例
- 第26 議員の派遣について
- 第27 委員会の閉会中の継続調査の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和3年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番 渡邊博恵君、3番 鈴木晴子君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

**3番 鈴木晴子君の一般質問**の発言を許します。鈴木晴子君。

〔3番 鈴木晴子君 登壇〕

○3番（鈴木晴子君） 皆様おはようございます。

3番、公明党の鈴木晴子でございます。本定例会には2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、1点訂正をお願いいたします。質問要旨の6行目でございますが、「5つ」という言葉がありますが、「4つ」に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは、質問に入らせていただきます。

1、利府町まち・ひと・しごと創生総合戦略「重点目標Ⅲ新しい人の流れをつくる」の推進について。

町は、未来をみんなでつくっていくための「まちづくりの指針」として総合計画を策定いたしました。基本計画第2章では重点戦略「利府町まち・ひと・しごと総合戦略2021－2030」としても位置づけ、戦略的なまちづくりにチャレンジしていくとしております。重点目標として4つ掲げておりますが、その中の1つであります「重点目標Ⅲ新しい人の流れをつくる」の推進について、以下の点をお伺いいたします。

（1）新たな移住・定住施策の推進について。

①子育て世帯の転入増加として、移住・定住に関わる経済的支援に取り組むとしております。そこで、具体的な取組をお伺いいたします。

②若い世代の定住促進を図るため、U・I・Jターンの促進に取り組むとしております。そこで、具体的な取組をお伺いいたします。

また、国は奨学金を活用した若者の地方定着促進を推進しております。市町村が取り組む場合は、これまでは特別交付税対象経費の範囲が全負担額の10分の5だったものが10分の10に拡充され、基金の設置も不要となっております。県外に進学した人が町に戻るきっかけになると考えますが、この事業に取り組んではどうか、お伺いいたします。

③首都圏からの移住を促進するために、首都圏にターゲットを絞ったシティーセールスなどの施策に取り組むとしております。令和12年度の転入数目標値は、現状値から75人増の200人です。目標達成のための施策をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

（2）関係人口の創出・拡大について。

①働き方改革や新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式により、首都圏と地方半々で暮らす2拠点生活といったライフスタイルが進むことを予想し、関係人口の創出に取り組むとしております。石川県小松市では、「こまつデュアルライフ支援制度」としてワーケーション、テレワークを応援しております。町も取り組んではどうか、お伺いいたします。

②若い世代が首都圏へと多く転出している状況を逆手に取り、転出後も町の魅力発信などの関わりを持ってくれる若者を創出するため、シビックプライドの醸成を図っていくとしております。町には、「M a c h i t o L i n k i n R i f u～高校生町おこし協力隊～」として町の魅力を発信し、シビックプライドの醸成に自発的に取り組んでいる5人の高校生がおります。このメンバーを継続的に支援することにより、関係人口の創出につながるのではないかと考えますが、支援策を検討してはどうか、お伺いいたします。

2点目、町民からさらに信頼される行政運営について。

2017年の地方自治法改正により、2020年4月から、都道府県及び政令指定都市の長は、内部統制に関する基本方針の策定等が義務づけられました。その他の自治体においては努力義務とされておりますが、町民からさらに信頼される行政運営として策定は必要であると考えます。また、行政運営には職員が持っている力を十分に発揮できる環境が不可欠であり、そのためにも、良好な職場環境の創出のために、ハラスメント対策は重要であると考えます。

以下、町の考えをお伺いいたします。

（1）内部統制基本方針の策定について、町長の考えをお伺いいたします。

（2）ハラスメント防止指針を策定し、ハラスメント対策に取り組んではどうか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、利府町まち・ひと・しごと創生総合戦略「重点目標Ⅲ新しい人の流れをつくる」の推進について、2、町民からさらに信頼される行政運営について、いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 3番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の利府町まち・ひと・しごと創生総合戦略「重点目標Ⅲ新しい人の流れをつくる」の推進についてお答え申し上げます。

まず、（1）の新たな移住・定住施策の推進についてでございますが、①の移住・定住に係る経済的支援の具体的な取組につきましては、令和元年度から県と共同で、県が選定する中小企業等に就業した東京圏からの移住者に対して、1世帯当たり最大100万円の支援金を支給する事業に取り組んでおります。

しかしながら、これまで本町での申請はなく、県内においても数件のみの実績であったことから、今年度からテレワークを行う方や関係人口に該当する方も対象となるよう、条件等の緩和がなされたところであります。

本町におきましては、子供医療費の完全無償化や新1年生の児童生徒に運動着を支給する小中学校入学支援助成事業といった移住・定住に際しての大きなセールスポイントとなり得る独自の子育て支援策を展開しておりますので、今後、これらの支援策も積極的に発信しながら本町の特性に即した移住・定住の施策を検討してまいります。

次に、②の若い世代の定住促進を図るためのU・I・Jターンの促進の具体的な取組につきましては、これまで町は1つの学校の理念の下に推進してきた十符っ子ブラザーシップをはじ



め、利府高校との連携事業利府学講座や表松島の海の魅力を伝えるハマスカこども体験フェアの実施など、子供たちが町との関わりを深め、地域への愛着を育むためのソフト事業に取り組んでまいりました。今後、こうした若い世代が大学進学や就職をきっかけに町外に流出することなく利府町に住み続けていただける、また、夢を持って利府町に戻ってきていただけるよう、若者の希望がかなうような雇用の場の創出やニーズに即した働き方ができる環境づくりに努めてまいります。

また、国の奨学金を活用した若者の地方定着促進の取組につきましては、町内に居住し、かつ町内の事業所に就職された方に対して、町が奨学金返還額の一部を助成するというものでありますが、これからの人材確保と、利府町へのUターン等の促進に有効な手段の一つであると捉えておりますので、先進自治体の事例を参考に前向きに検討してまいりたいと思います。

次に、③の首都圏にターゲットを絞ったシティーセールスの目標達成のための施策につきましては、昨年度、ふるさと納税の拡大と併せた魅力発信のための新聞広告掲載や、都営地下鉄大江戸線へのポスター掲示などに取り組み、また、今年の2月末には、県が開催した宮城まるごとオンライン移住フェアにおいて、本町への移住に興味をお持ちの方々に対し、町の魅力をお伝えし、意見交換を行いました。このフェアに参加いただいた方からは、本町への移住に対する前向きな感想をいただいていたところであります。

さらに、4月1日からの機構改革により、商工観光課内にシティーセールス係を新設し、移住・定住・関係人口の創出、ふるさと納税の拡大に向けた一体的かつ戦略的なプロモーションを展開していくこととしております。

今後、これまでの取組の効果を踏まえながら、首都圏向けのプロモーションの拡大や新たなシティーセールス事業にチャレンジしてまいります。

次に、(2)の関係人口の創出・拡大についてでございますが、①のワーケーション、テレワークの支援につきましては、今年度、浜田・須賀地区においてワーケーションやテレワーク、将来的な移住へとつなげるためのお試し移住体験を実施することとしております。議員御提案の石川県小松市のこまつデュアルライフ支援制度は、3か月以上の賃貸に対する助成事業であります。本町では1泊2日、表松島での海の暮らしを2回体験していただく短期型の事業として実施するものであります。本町におきましても、須賀地区の民宿で行われた漁業体験への参加者が、表松島の魅力を体感したことで新たに利府町と首都圏の2つを生活拠点としたという実例もございますので、関係人口の創出・拡大に向け、さらなる推進を図ってまいります。

また、小松市のほかにも、全国各地で独自のお試し移住が展開されておりますので、他自治体の事例も参考にしながら、本町の地域特定に即した取組を展開してまいります。

次に、②の「MachitoLink in Rifu～高校生町おこし協力隊～」への継続的な支援についてでございますが、この協力隊が設立された背景や現在の活動状況を伺うと、本町独自の施策である十符っ子ブラザーシップの取組が大きく影響しており、また、本町の地方創生拠点であるまち・ひと・しごと創造ステーション tsumiki の交流会が、その活発な活動の発端となったものであります。こうした本町独自の施策により、高校生の自主的なまちづくり活動が動き始めたことは本当にうれしく感じているところであり、その芽を大切に育ててまいりたいと考えております。

なお、現在、高校生自らが町とのつながりや郷土愛を育むきっかけをつくり、思いを未来へとつないでいくためのプロジェクトを企画し、民間企業の助成金申請を行っているところでありますので、活動の自主性をしっかりと尊重しながら、継続的な後方支援に努めてまいります。

次に、第2点目の行政運営についてお答え申し上げます。

まず、（1）の内部統制基本方針についてでございますが、本町におきましては、町民の皆様と協働した町政運営を推進し、効果的かつ効率的な行財政運営を実行し、町民満足度の向上に努めることを目的に平成23年10月に利府町行政品質向上マニュアルを制定し、PDCAサイクルを活用した行政サービス実現のための計画、行政サービスの実現、監視及び測定、改善を行い、行政サービスマネジメントシステムを運営しているところであります。町民重視、法令遵守、情報の公開及び説明責任、継続的改善、そして意識改革の5つの基本方針とし、本日まで運用しているところでありますが、今後につきましては、この行政品質向上マニュアルについて引き続き運用を行いながら、必要に応じて見直し等を進めていくとともに、地方自治法に基づく内部統制につきましても、基本方針の整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、（2）のハラスメント防止指針を策定したハラスメント対策への取組についてでございますが、職場におけるハラスメント行為は、相手の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、職場環境も悪化させ、さらには住民サービスの低下にもつながる重大な問題であり、良好な職場環境づくりに向け、ハラスメント行為の排除や未然防止に努めることが重要であると認識しております。

既に本町におきましては、ハラスメント防止に向けた様々な取組を行っているところであり

ます。具体的には、利府町職員の懲戒処分に関する指針にセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントを非違行為として位置づけ、処分量定を規定するとともに、各職員がセルフチェックにより自らの行動や言動の振り返りを行えるよう、ハラスメントチェック表を作成し、各種会議やイントラネットなどで職員に対し周知を行い、未然防止に向けた取組を行っております。さらには、管理職を対象としたハラスメント研修の開催により、組織内のチェック機能の向上を図るとともに、職員向けの相談室を設置し、相談体制の整備を行っているところであります。

今後、全ての職員が互いに尊重し合い、健康で安心して働ける環境づくりを行うため、全ての職員がハラスメントに関する知識を共有し、ハラスメントを発生させない、許さない職場づくりに取り組んでまいります。

このことから、現在のところ、ハラスメント防止指針の策定は考えておりませんが、現在の取組の検証の中で、ハラスメント防止指針の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

1点目、新たな移住・定住策の推進についての①子育て世代への経済的支援というところでございますけれども、今回策定されました総合計画の大きな目玉というか、市制移行への大きな目標があったと思っております。この10年で人口を3万8,800人とということございました。

今、町の現在の人口は3万6,000人を行ったり来たりということで、やはり魅力のあるまち利府町だと思っておりますが、不動産価格が高い状態ということで、引っ越しする際の経済的支援は転入してくるきっかけにもなるのかなと思っております。

そういう中では、以前私が平成28年6月の議会で提案いたしました3世代同居、リフォーム支援、また近居支援、それから平成28年12月と平成29年12月に提案しました結婚新生活支援事業、こちらは新婚さんの引っ越し費用などの助成となっておりますが、このような支援をしていくことによりまして、きっかけとなって利府町に来ていただく方が増えるのではないかと考えておりますが、検討状況をお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

まず、ただいま御質問の3世代同居や近居の補助制度につきましては、こちらでも宮城県内

の状況などを調べておりました、多くの市町村で実施しているということは認識しております。ただ、その利用状況がどのくらいかというところまではまだ把握されていませんので、そういったところも参考にして、本町に合致したというか、見合った制度設計ができればいいのかなというところで考えております。

ちなみに宮城県内だと、仙台、富谷、柴田、亶理町などはこの制度は扱っていないということで、比較的、何というんでしょう、余り人口が減っていないようなところは制度がないというところもありますので、その辺は今後慎重に検討してまいりたいと思います。

それから、婚活支援につきましてですけれども、こちらにつきましても、宮城県内では、今現在3市町のみで制度設計かなということで認識しております。国の支援というか、2分の1の補助とかもありますけれども、自治体が2分の1で、大体1世帯30万円という形になりますので、こちらにつきましても、利府町に見合った形の制度設計がどのようにできるかというのを今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 利府町に見合った制度設計ということで、今、3世代同居のお話の部分ですけれども、利府町に見合っていると私は思っています。なぜかといえば、団地の部分で30年以上たっているおうちが多くて、リフォームするおうちが本当に増えている。それで、リフォームをきっかけに子供さんが戻ってくることが本当に多くあります。また、町が支援するのであれば戻ってくると思っておりますし、減っていないところはやっていないと言いました。でも、利府町はほかの市町村、富谷とかと違って大きな目標を立てたという部分では、この部分にもしっかりと取り組んでいくことはニーズがあると思っておりますので、しっかり研究して取り組んでいていただきたいと思っております。

本町に即したという部分が、お話ありましたけれども、大郷町では固定資産税相当額を補助する施策を行っているんです。やはりこういうのも若い世代にとっては、やっぱり税金が高くてどうしようと思っている方もいる中で、そういった魅力のある施策なのではないかと思えますけれども、このようなものも検討していかれてはどうかと思っておりますので、減っていないという部分でしっかりと取り組んでいただきたいんですけれども、御回答をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

やはり利府町も空き家等が少しずつ目立ってきているとは思いますが、ただ、リフォームするとか何かすぐにそこには居住される方が入ってくるという形も見受けられるのと、あとはここ5年の人口推移を見ますと、世帯数はすごく増えているんですけども、人口はそれほど増えていないということの経緯もありまして、やはり核家族化というものが大分進んでいるのかなというところも見受けられます。

そういった中で、今議員御提案の大郷町の事例につきましては、こちらでも固定資産税の相当額が5年間交付されるというような事業も認識しておりますので、まずは今、新しい総合計画が始まったばかりですので、その辺の調査研究を進めていながら、何を利府町でやっていけばいいのかというところを検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 国が東北地方における移住・定住の促進に関する実態調査を行いました。

移住者へのニーズ調査の中で、利用した行政施策について2番目に多かったのが、やはり移住に関する費用の支援ということが大きかった。また、移住する場合に重視した条件として、1番は生活を維持できる仕事なんですけれども、2番目が買物や娯楽などの生活関連施設があることとなっております。そういう面では、利府町は本当に魅力のある町だと思っておりますので、施策を行えば必ず人が集まってくると思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

次に、②の若い世代の移住・定住ということで、U・I・Jターンの施策のほうなんですけれども、先ほどの実態調査の中で、移住に当たり最も必要なサポートといたしまして、仕事、暮らしの情報が閲覧できる総合情報サイトがとても必要だと、その実態調査で出てきております。そういう面では、やはり利府町として移住・定住の何でも情報が分かる総合サイトを立ち上げて、しっかりとこの3万8,800人に増えるような施策として、しっかりとこのサイトを作っていくことも大事なのではないかと思いますので、町のお考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

今の情勢は、やっぱりそういった情報発信というのが大変重要な課題と認識しております。もちろん移住・定住に関する総合情報サイト等につきましても、今後、先ほどから申し上げているとおり、そういった利府町にふさわしい事業が何かというのを検討して、それで皆様に打ち出せる事業が固まったら、そういった情報サイト等の設置も検討してまいりたいと思ってお

ります。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 若い世代はほとんどSNS、インターネットでの情報収集が多いかと思  
いますので、その点、取り組んでいていただきたいと思ひます。

次に、奨学金のほうに移らせていただきます。

前向きに取り組んでいきたいという回答でございましたけれども、この人数的な部分、今考  
えている段階で、人数とか補助額的なものをもし検討している内容があればお伺ひいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

今のところはそういったU・I・Jターンによる定住につきましての人数ということでござ  
いますけれども、こちらは総合計画のほうに記載されておりますとおりですけれども、首都圏  
からの転入数ということで、現状が大体125人で、中間で150人、目標の10年後には200人とい  
うことで、大体年間、今から5年間は5人を見込んでいるというような計画ではなく……奨学金、  
すみません。奨学金のほうにつきましては、こちらは大分規制が緩和されまして、特別交付税  
のほうが大分軽減されているということなので、前向きに検討はしていきますが、ただ、人数  
等はまだ今のところははっきりしていません。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） なるべく多くの方を対象にできるように頑張りたいと思っ  
ております。

③に行きたいと思ひます。首都圏からの移住促進ということで、三菱総合研究所が首都圏の  
住民に移住についての調査を行いました。2020年6月の調査によりますと、コロナの影響で2017  
年の調査よりも特に30代で移住希望者の割合が高くなってきているとの結果が出ておりました。  
この面からも、本当に今がチャンスなのかなと思ひております。今、課長が先に年間5人ぐら  
いずつ首都圏の方をと、先に答えていただいたんですけれども、5人ぐらいから8人ぐらいの  
中で毎年見込んでいくと、その目標が達成できるのかなと思ひているんですけれども、やっぱ  
り、先ほどから同じような感じであれなんです、何らかの施策がやはり必要だと思ひており  
ます。

そういう面では、利府町では、その東京からこちら利府町に来て働いていらっしゃる地域お  
こし協力隊の方がいらっしゃいます。そういう方々はきっとどういうふうなことがあるとち

らに来やすくなるということを本当によく御存じだと思いますので、そういう方々、地域おこし協力隊の力も借りながら、この施策に取り組んでいってはどうなのかなと思っておりませんが、任期も終わってしまう中で継続的にこういうことも、何かの契約をしていただいて、長い目で支援しながら、またこちらもフィードバックしていただくような策を今後考えていっていただきたいと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） 先ほどは失礼いたしました。

首都圏からの移住・定住者の募集という形の中で、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、昨年もふるさと納税の新聞掲載というのを首都圏向けにやっております。今年度はシティセールス係というところで移住・定住、それからふるさと納税等も一緒にやっておりますので、例えばふるさと納税の広告を出す際に、移住・定住等のPRも一緒にできるような仕組みとかも考えていければ、PRにもつながっていけるのかなというところは考えております。

それから、地域おこし協力隊の方につきましても、今現在いらっしゃる方は、今後1人立ちといいますか、農地のほうは確保しながらやっていくんですけれども、一応そちらの御本人の考えとかもございますので、その辺も尊重しながら、こういった形で進めていけばいいのかというのも、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） （1）全体に関しましてなんですけれども、人口増を目指すという部分で取り組んでいくところなんですけれども、先ほど部長のほうからも、この5年間は社会動態が横ばいで、マイナスが続いているという中で、本当に中間目標の令和7年にはプラス798人と考えている中で、やはり本当に大胆な施策をしていかなければいけないのではないかと考えております。実際、大崎市でもこのような施策を行いまして、5年間で273、新築の移住の支援をしていく中で、リフォームの支援をしていく中で、5年間で273世帯、多分600人以上は増になったのではないかなと思うんですけれども、経済支援策を行った結果が出ておりましたので、このような経済支援策にしっかり取り組んでいっていただきたいと思いますが、この部分は町長にお伺いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えします。

本当にいつも広範な事例を紹介してございまして、本当にありがとうございます。おっし

やるとおりで、私たちが市制移行を目指すということを明記したということは、私たちはもうやらなければいけない目標は決まっております、人口を増やしていくということですので。ただ、人口を増やしていく際に、鈴木議員御案内のとおり私たちの町は猫の額ほどの土地しかないというところが大きな課題であります。それはやっぱり県と協議して受皿をどのように増やして、その利府町に移り住みたい、行きたいと言ってくれる方たちに住宅を提供できるのかという、この住宅政策に本当に力を入れていかなければ、また土地の確保も含めてですが、その後に経済支援とか家賃補助とかいろんな政策が出てくると思うんですけども、まずは大目標を立てたので小目標を達成することで積み上げていきたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 土地の確保のほうでぜひお願いしたいと思います。

国では、地方創生の取組への支援として外部専門家として地域力創造アドバイザーという方を派遣する制度を設けております。移住・定住のアドバイザーとしましては石巻のほうの方がいらっしやいまして、こちらのアドバイザーはちょっと費用もかかるんですが、その費用に対して国からの財政措置もしっかりあるものです。そういう部分でも、これから大胆な政策をしていく利府町としては、このような外部アドバイザーの方にしっかりと入っていただいて進めていくことが大事なのではないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

ただいまの提案の地域力創造アドバイザー、そちらの外部専門家という制度もあるということでございます。先ほどから繰り返しになりますけれども、そういった制度も検討しながら、今後の政策に反映していければと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、（2）に行きます。

関係人口の創出でございますが、ワーケーション、テレワークの支援ということで、今回町のほうでも素晴らしい企画を用意されまして、やられるということです。お試し移住、こちらは本当に素晴らしいなと思っております。69の申請があった中で35しか採択されなかった中ということで、中身が本当に素晴らしいものだったんだなと評価したいと思っております。しっかり動いていること、分かっております。そういう部分でも、国のほうでテレワーク交付金というものを100億円ほど用意してやっているところで、やはりこの、いろいろなやり方があるんですけ



れども、4分の3の補助率であったり、2分の1の補助率であったりするんですが、ちょっと取り組むのも本当に大変なことではあると思いますが、このような制度もしっかりと利用しながら、関係人口の創出に動いていくべきではないかと思っておりますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

今年度、お試し事業といたしまして、表松島での体験1泊2日事業ということで計画しておりますけれども、こちらもちょうとコロナ禍でどこまでできるかという課題もありますけれども、そういった、今議員御提案のところ、それからあとは今後、ワーケーション、テレワークに取り組む上で、先ほど町長もお話ししたとおり、場所とかという問題も出てくると思います。ですので、その辺につきましては、古民家とか空き家の活用方法の検討、それからあとは民間企業との連携等を図りながら、どういったことができるかというのも今後検討していければと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 本当に大変な取組だと思うんですが、何とか検討していただきたいと思います。

②の高校生のM a c h i t o L i n kさんへの支援でございますけれども、後方支援をしっかりしていくということで、本当にうれしいなと思うんですが、宇都宮大学の陣内教授がいらっしゃるんですが、地方都市における若者参画のまちづくりの提案というものがあって、子供たちの若者参画の研究をしているんですけれども、子供たちの潜在能力の高さをすごく認識しているということでございました。また、もう一つ、高校生の参画には大人の支援が不可欠であると申しております。

実は、このM a c h i t o L i n kさんに何か支援してもらいたいことはありますかと聞いてみました。そうしたら、メールでやり取りしたんですが、本当に長文のメールが届いて、熱い思いがすばらしいなと思いました。本当に全部私もやってあげたいですし、多分町のほうでもやってあげたいなと思っているんでしょうけれども、自主的な活動ですから支えていきたいと思うんですが、その中で、やはり町ができるのではないかなという部分をちょっとお願いしたいと思うんですが、活動場所の提供であったり、活動資金、やはりこれは部活とかでアルバイトがなかなかできない中で、やっとな自分たちのお小遣いから捻出した

がら活動しているから、やっぱり大変と言っていました。また、自分たちの活動を何とか利府町の広報でも紹介してもらえないとか、要約するとそういうお話、そんな感じだったんですけども。この資金面に関してなんですけれども、町にはボランティア活動を支えるまちづくり支援金事業がありますけれども、こちらの対象が成人というふうになっておりまして、いろいろな先進自治体では高校生が別枠で使えるようなものも用意しているという部分では、やはり特に支援してもらいたいのは、大人よりはお金のない高校生なのかなと思っておりまして、この形を変える形で高校生が使用できるような形にもしていただきたいと思いますし、本当に様々な方向から望むもの、応えられるものを可能な限り支援していただきたいと思っているんですけども、すみません、こちらは町長にお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えします。

鈴木議員の若者に対する熱い思いも大変受け止めさせていただきたいと思います。

若者に対する支援ということで、後方支援ということでいろいろと私たちも考えさせていただいております。私もM a c h i t o L i n kさんとは歴史探訪をさせていただきました。いろいろな支援の仕方があると思います。資金はどれくらい比重がその中で重いのかということも、私たちもヒアリング等々もしていかなければいけません。ただ、それがこれから伸びゆく若者たちにプラスになるような支援の仕方をしなければいけないと思っておりますので、慎重に調査またはコミュニケーションを取りながらしていきたいと思っております。まちづくりに関しては、私も最近テレビで御活躍の若新さんにいろいろと御指導もいただいております。若新さんがまちづくりに対して、鯖江市に女子高生課というのをつくったというところで、大分市長さんも議会で、何で女子高生に税金を投入しなければいけないんだみたいな議論を相当やったという中で資金の提供とか場所づくりなんか形づくられたということも伺っております。まずは若い人たちの思いをどのように形にしていくのか、またはどのように支援していくのかということも、いろいろと話を進めながら検討していきたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ温かい気持ちで受け止めてあげていただきたいなと思います。

先日の河北新報にもこの件が掲載になりまして、t s u m i k iで行われた交流会の内容が載っていたんですけども、その彼らのプレゼンの中で、先ほどの町長の答弁にもあったように、ブラザーシップのことをお話ししていたんですけども、小学校、中学校まではブラザー

シップで町とつながっていたけれども、高校生になったら切れてしまったということで、自分たちから町につながってこうとして、名前もM a c h i t o L i n kという名前にしたということで、ブラザーシップが本当に子供たちの町への思いを強くする取組になったんだというふうに、この表れではないかなと思っております。これを継続的な流れとするためにも、このブラザーシップの中でこの皆さんの取組を紹介する場をつくっていただきたいと思うんですけども、教育委員会にお答えいただければなと思います。

それから、この紹介する場を持っていただきたいことと、ぜひメンバーを増やしたいとか彼らは思っていました。メールの中にもしっかり入っていたんですけども、これから高校生になる中学校3年生の皆さんに、ぜひ紹介のチラシを配布するような形とかもぜひバックアップしていただきたいと思いますが、ブラザーシップの成功をという部分でぜひバックアップをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の質問にお答えいたします。

ブラザーシップ出身といいますか、その先輩たちが町のために自分たちの力をということで頑張っている取組だと認識しておりますので、それに続く中学生、小学生、後輩たちのことをどのように参画とか協力とかできるかというところで、今後学校とも相談しながら検討してまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） よろしくお願いたします。彼らはまだもっともっとスカイランタンを上げたいという思いもあるようなんですけども、そのほかにも高校生カフェをつくってみたいとか、本当にいろいろな考えがあるようです。この高校生カフェのような取組なんですけれども、このようなものは文科省でも支援しているSBPという、S o c i a l B u s i n e s s P r o j e c t、高校生と地域が協働した地域ビジネスの創出にも非常に関連しているところであります。これからまだ考えていることがあるようなので、様々可能な限り支援していただきたいと思います。町としっかり関わった子供たちがシビックプライドを持って羽ばたいていくことは間違いないと思っております。

それでは、2点目に移らせていただきます。

町民からさらに信頼される行政運営ということで、(1)の内部統制でございますけれども、内部統制の必要性が指摘されたのは裁判判決でございます。平成12年の大和銀行の巨額損失

事件をめぐる株主代表訴訟の判決がきっかけとなっております。大阪地裁はこの判決で、健全な会社運営を行うには、リスク管理体制を整備することを要すると明言いたしております。国の内部統制導入の報告書でございますけれども、地方公共団体と企業では組織の目的が異なるため、一概に比較はできないが、適正な事務の処理が求められる地方公共団体についても、大企業と同様に内部統制の取組が一層進展されることが期待されるとしております。

実際、地方公共団体におきましても、工事発注をめぐる不正や公務員の不祥事など、近年相次いで表面化しているという事実もあります。このような状況もありまして、総務省は、地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復についてであったりだとか、地方公務員の汚職防止についてという通達を相次いで公表しておりまして、従来の綱紀粛正の取組が適切であったか、汚職事件を引き起こす土壌がなかったか厳しく点検し、チェック体制の見直しや管理監督者の研修強化など、不祥事防止を組織へ全体に講じることを要請しております。2017年には地方自治法を改正しまして、今回県と政令指定都市に、内部統制の基本方針の策定が義務づけられたというふうになっております。

内部統制、私はこのチェック体制のシステム化であると思っておりますけれども、やはりミスや問題の予防策という部分で非常に重要なものであると思っておりますけれども、町としてどのように捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 御質問にお答えいたします。

本町におかれましては、議員御承知のとおり、リスク管理ですとか、あるいは不正、不祥事のミスを防ぐ、そのチェック体制、予防体制、是正措置を含めて、ISOで培ったそういった精神を土台にして、町独自の行政サービスの品質向上を図るためのマネジメントシステムを現在運用してきております。その中で、PDCAサイクルを活用したマネジメントの構築を行いながら、行政サービスもその一つの品質としてみなして、その向上に努めてきているというような状況でございます。長年職員の中でも大分浸透が図られてきたと認識しております。

今回御提案の内部統制制度というものと比較しますと、非常に性格的にも似ている部分もございます。そういったことから、このリスクマネジメントも含めて、今年度で町のマネジメントのマニュアルを改訂する予定ということもございます。ですので、その辺、国が示すそういった内部統制の仕組みの部分もできるだけ盛り込んだような形で、町独自のマネジメントシステムの見直しを図りながら、これを引き続き運用を図っていきたいと考えております。それで

もってリスクマネジメントを取っていくというような考え方でございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 今年度、見直しをするということでありました。ぜひ参考にさせていただきたいところがあるんですけども、国が示しているところがございますが、名古屋市の業務のリスクマネジメントの取組が本当に国のほうで示している内容でありましたので、ぜひこの部分を参考に取組んでいっていただきたいと思います。今までも行政サービスマネジメントシステムを運用しているので、しっかりと内部統制のような動きをしているということでもございましたけれども、今回新聞報道で、行政関係の不祥事が県内、県外様々出ている中で、町としてチェック体制という部分で強化したものの、改善したものがあるかと思うんですけども、その辺、契約であったりだとかそういう部分がありましたら御回答いただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

この内部統制リスク管理の部分について、特に今、入札というお話がございましたけれども、さきにも議会の一般質問で私が答弁させていただいている中で、公表の部分について討論をさせていただいた経緯がございます。昨年の公表内容を検討させていただきまして、今年4月の入札開始分から、全ての項目について今公表を既に始めてございます。こういったことも、一部このリスクマネジメントにつながっていくのではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 利府町ではしっかりとこの取組を行っていることから、何かあったときもしっかり対応しているということで、本当に素晴らしいと思っております。そういう面では、国が示します内部統制への移行もスムーズにいくのではないかなと思っております。

法律が改正される際も、衆議院でも参議院でも、どちらでも市町村への導入はやっぱり必要だというふうに附帯決議もなされているところでありますので、これから国から情報提供であったり、助言であったりが増えてくるかと思っておりますけれども、そういう部分で宮城県のほうではもう取り入れているのは当然なんですけれども、震災でいろいろ大変だったので内部統制を進めたということで、国でこの内部統制を協議する中で、宮城県は発表をしているんです、この仕組みをどのように導入したか。それで、今はまだ違う形で運用されているということでご

ございましたが、宮城県に問合せいたしましたところ、水道局の会計課のそうま課長が、ぜひ市町村で取り入れる場合は、お伺いして講習することはできるということでございましたので、そのような部分でもぜひ一度、いつ取り入れるというわけではなく、研修に取り組んではどうかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

今回の内部統制に限らずなんですけど、4月1日から我々のほうでは部制を敷いております。この部制を敷いたタイミングで、今、個別でありますけど、宮城県の部長さんのほうに、いろんな考え方を踏まえた講演会、交流を進めていただけないかと、今協議をしている最中がございます。その中で、こういったものも含めて、どんどん県の部長さんとの交流の中で、いろんな知識、こういったものを吸収して行って、こういう計画、制度というものにつなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） ぜひ取り組んでいていただきたいと思っております。

それでは、2点目のハラスメント対策のほうに移らせていただきたいと思っております。

この対策が令和2年6月から大企業へ義務化となっております。特にパワハラなんですけれども、能力の発揮を妨げるだけではなく、個人に対する人権侵害という観点からも、しっかりと取り組んでいていただきたいと思っております。

令和2年4月12日付で、総務省からパワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた対応についての通知が来ております。そこには、法務の職場は、各種ハラスメントの防止について模範となるべき職場である。職員がその能力を十分に発揮できる環境を保持することによって、国民に質の高い行政サービスを提供するためにも、各種ハラスメント防止対策に向け適切に対応することというものが通達されました。企業の模範となるべきというふうに国が言っているところでありまして、私もそうあってもらいたいなと強く思っているところでもあります。

セクハラもでしょうけれども、本人がパワハラをしているという自覚がない場合、そういう場合もあるということで、一つの判例なんですけれども、2018年7月に愛知県小牧市の男性職員が上司からのパワハラを受けまして自殺した問題で、それが公務災害に認定されました。遺

族の求めで調査した第三者委員会はパワハラがあったと認定し、パワハラが原因で精神疾患にかかり自殺につながった可能性が高いとする報告書を公表しております。その報告書では、男性職員に威圧的な行動を続けたり、ほかの部下とは談笑しても、この男性職員とはほとんど会話をしなかったなど、差別的な扱いがあったと指摘いたしました。上司の言動や指導方法は業務の適正な範囲を超え、精神的な苦痛を与えたということをこの判例は認めたということになります。威圧的な行動を続けること、また無視することがパワハラになると示したものだと思っております。

この辺、やはり共有し合わなければいけないものだと思っております。そういう面では、話し合いの場というのがなかなか難しいのかなと思ったときに、国も示しておりますアンケートの調査が一つの方策になるのではないかなと思っておりますが、このようなアンケートに取り組んでみてはどうかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） ハラスメントのアンケートについてということの御質問だと思います。

我々も現在、このハラスメントというのは、もう数年前、数十年前から取り組んできている経緯というのがございます。職員の中でも直接ハラスメント、いろんなハラスメントがございますけれども、その専門的な指導者の養成講習会というものにも参加をさせていただいております。25年ぐらいから始まりまして、現在8名の職員がその講習会を受講しております。また、その職員の中から、相談受付の窓口の相談者というような対応もしているところでございます。また、上司の気づきの部分ではございますけれども、先ほど町長の答弁でもありましたように、チェック表というのがございます。こちら折を見て総務のほうからの通知を差し上げておりますが、あとは上司の指導によりますけれども、そのチェック項目に言動の部分もございます。あと、上司についてのいろんな聞き方の部分については、自己申告書制度というのを我々のほうで今取っております。その自己申告書の項目の中には、十数項目の中に、職場の雰囲気、それから上司の対応、上司のビジョンの示し方、そういったものを含めた一般職員が回答するものも頂いております。そういったもので、このハラスメントの防止のほうにも今つなげている状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） チェックしているということで、取組はしているということではあると思うんですけども、国の示しているアンケートの内容をしっかりと見て、そちらと見比べて、精査して取り組むべきものは取り組んでいていただきたいと思います。

先ほど相談窓口はしっかりと庁舎内の中にあるというお話でございましたけれども、この相談先ですが、国の通達で、公平委員会にも相談できるとなっておりまして、それをしっかりと職員に周知するようになっております。利府町は公平委員会を宮城県に委託しているところであります。そういう面では、この部分がしっかりと周知されているものなのかお伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

公平委員会に特化した周知というのはしておりません。今後、その部分について改めて周知をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 相談が県にもできるという部分をしっかりと周知していただきたいと思います。

最後になりますけれども、本当に組織として大事な大事な人材を守るという観点から、ハラスメント対策に対しまして町長のお考えをお伺いして終わりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えします。

これは本当に待ったなしで取り組むべきことだと思っております。ただ、ハラスメントというこの言葉が、横文字だとなかなか浸透しないんです。嫌がらせなんですよ、これは。ですので、この嫌がらせということ、またはいじめとか、そういったもっと認知しやすい言葉はないかなと考えるところがありますが、こういうハラスメント等は絶対に許さないという覚悟で臨んでまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、3番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分とします。

午前11時00分 休 憩



午前11時09分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 西澤文久君の一般質問の発言を許します。西澤文久君。

〔4番 西澤文久君 登壇〕

○4番（西澤文久君） 4番、公明党の西澤文久でございます。

今定例会には2点について通告しておりますので、通告に従って御質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

初めに、大きな1番、投票がしやすい環境づくりについて伺います。

各種選挙における投票率の低下や若い世代の選挙離れは、全国的にも大きな問題になっております。町でも、国政選挙・地方選挙を問わず、投票率は若年層ほど低く、高齢層ほど高い傾向があります。その背景には、投票に要する時間への意識の違いだけではなく、投票に対しての意識、政治参加への考え方の違いが具体的な数字となって表れていると思います。

そこで、以下、投票率の向上を目指した取組について、町の考えを伺います。

（1）若年層も含め、投票率の向上を図るための具体的な施策について、どのように考えているのか伺います。

（2）投票の啓発について、はがき以外に施策を考えているのか伺います。

（3）期日前投票所を1か所から2か所へ増やすことで、投票しやすい環境づくりを推進できるとは思いますが、実施に向けた町の考えを伺います。

次に、大きな2番目、がん予防対策について伺います。

今や乳がんは、日本人女性では11人に1人がかかると推定されております。女性のがんの中では、患者数が最も多くなっています。年齢別に見ると30歳代から増加し始め、発症のピークは40歳代後半です。現在、世界的に乳がんの患者数は増えていますが、欧米では死亡率は減少しています。その理由の一つとして、マンモグラフィー検診の普及により早期発見につながっていることが挙げられております。

乳がんはしこりを自覚して発見されることが多いですが、検診によってしこりに触れる前に発見できる場合もあります。乳がんが早期に発見され他の部位に転移していない場合、5年後の生存率は95%以上になっております。日本では、患者数の増加とともに死亡率も増加しております。治療が期待できる乳がんの早期発見が課題となっております。

厚生労働省では、40歳以上の女性を対象に2年に一度マンモグラフィーによる乳がん検診を推奨していますが、乳がんの早期発見に必要なことは、自分の胸の異常を見て、触って知っておくことが、ささいな変化に気づくことができるようになります。月に一度はセルフチェックを心がけることも重要だと思えます。

そこで、町の考えを伺います。

（1）平成28年9月の議会で提案した乳がんグローブによる自己検診啓発活動の取組について、その後どのような検討が行われているのか伺います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、投票がしやすい環境づくりについては選挙管理委員会書記長、2、がん予防対策については町長。初めに、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） 4番 西澤文久議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の投票がしやすい環境づくりについてお答え申し上げます。

（1）と（2）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

投票率の低下や若い世代の選挙離れにつきましては、議員御指摘のとおり年々深刻さを増してきており、本町はもちろんのこと全国的に大きな問題となっております。原因といたしましては、特に若い世代では、候補者の顔が見えづらい、施策に対する関心度が薄れているなど、選挙や投票の重要性に関する意識が希薄になってきていることや、さらには、投票の方法そのものが若者のライフスタイルにそぐわなくなってきたことなどが考えられます。

このような中、選挙管理委員会といたしましては、投票率の向上に向け、選挙が執行される時期のみならず、機会を捉えて、子供の頃から選挙に関心を持っていただけるよう、各種啓発活動を実施しているところであります。

具体的には、小学生、中学生に対し選挙啓発ポスター及び標語の募集や出前講座を実施しているほか、町では長期休業期間を利用し、小学校高学年の児童を対象とした「こちら町長室」を開催し、議場を見学するなど議会の仕組みを学んでもらい、子供の時期からの主権者教育を含め、選挙への関心を高める事業を幅広く展開しているところでございます。

また、今年度、選挙管理委員会の新たな取組といたしまして宮城県知事選挙において親子でそろって投票所へ足を運んでいただく事業を企画しております。事業内容としては、町内の小学校児童へプレゼントが当たる選挙クイズ応募券を事前に配布し、各投票所に設置する応募箱

へ投函してもらうことで、各御家庭でクイズを通して選挙のことを話題に取り上げてもらい、子供と一緒に保護者の皆様が選挙に参加するきっかけになるような事業を想定しております。

今後も利府町の公式SNSで特に若年層へ向けた効果的な広報を展開していくなど、選挙が我々の生活に根づいた身近なもの実感していただくための取組を実施しながら、投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、（3）の期日前投票所の増設についてでございますが、これまでの選挙において本町の期日前投票は、役場町民交流館の研修室を会場として実施してまいりました。期日前投票制度につきましては、その有用性が広く有権者に浸透し、利用者も年々増加傾向にありますことから、本制度をうまく利用することが投票率向上の一つの鍵になるものと考えております。

期日前投票所の増設に当たっては、投票所をどこに選定するのか、さらには、他の投票所と連動する選挙システムの設置経費や投票事務従事者の人員確保など、様々な課題を整理する必要があります。期日前投票所の増設により、議員御指摘のとおり投票しやすい環境づくりの推進が期待されますが、必ず投票率の向上につながるのかどうかについては未知数であるため、まずはこれを見極めるための実証実験を実施してまいりたいと考えております。

場所につきましては、多くの通勤・通学者で行き交う利府町コミュニティセンターや、買物で多くの町民の皆様が集まるイオンモール新利府南館を想定しておりますので御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。

○町長（熊谷 大君） 4番 西澤文久議員の御質問にお答えします。

第2点目のがん予防対策についてお答え申し上げます。

（1）の乳がんグローブによる自己検診啓発活動の取組についてでございますが、乳がんグローブは特殊な素材でできており、素手よりもがんを見つけやすい自己検診補助用具であると認識しておるところです。しかしながら、乳がんグローブは1回ごとの使い捨てであり、継続した自己検診にはならないことから、導入には至っておりません。本町におきましては、乳幼児健康診査時に、乳がん自己検診法の大切さについての説明を行い、あわせて自己検診の方法についてのパンフレットを配布し、定期的な乳がん自己検診の重要性について啓発しております。

乳がんグローブは自己検診を進める啓発用品として有効であると考えられますので、今後活用について検討してまいります。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。西澤文久君。

○4番（西澤文久君） では、投票がしやすい環境づくりについて再質問いたします。

選挙管理委員会は、投票率向上を目指して活動を実施していることは理解しております。また、明るい選挙推進協議会の方たちが、選挙時における啓発では、のぼり旗の提示、街頭啓発、広報車巡回の啓発、成人式会場での新成人に対する啓発活動に御尽力をいただいております。それでも、残念ながら低い投票率の結果になっているのが現状です。

18歳選挙権が改正、公職選挙法で平成28年6月に適用されてから5年になります。

そこで伺います。令和元年の参議院選挙では、新有権者数は737人に対し投票者数が255人で、新有権者は半数にもいかないのが現状です。18歳から19歳に向けた啓発として、どのように考えているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

18歳から19歳の新有権者に向けた選挙啓発といたしましては、先ほどの答弁と重なりますが、日常生活の中でSNSを多用している世代でありますことから、まずは利府町の公式SNSを活用し、若年層の関心を引くような選挙啓発を行ってまいりたいと考えております。また、他の自治体の選挙管理委員会の取組事例について調査研究をし、効果的な取組があれば、そちらについても実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 今やインターネットは多くの人にとって生活の一部になっております。

スマホ、パソコン、タブレットなどからインターネットに接続しサービスを利用している人は多いと思います。インターネットでできることを理解して正しく使うことを身につけることは、現代社会において非常に大切になってきております。

インターネット上で選挙活動は事実上解禁されました。インターネットを用いた投票そのものはまだ不可能であります。確定申告や国勢調査のように、公的機関が絡んだ提出活動でもインターネット経由で可能な事例が増えてきております。

そこで伺います。インターネットで投票ができれば、若年層の投票率が向上すると思いますが、町だけではなかなか難しいことは理解しております。国の指針に基づくことが優先しておりますが、しかし、町として、投票率の向上を図るためには調査研究が必要だと思っております。町の考えはどうでしょうか。伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

インターネット投票が可能となれば、議員御指摘のとおり若年層の投票率は大きく向上するものと思われま。しかしながら、インターネット投票を実現するためには、選挙の固有の様々な課題をクリアする必要があります。現在は、投票所に足を運んで、自ら候補者の名前を書く自書式が基本となっておりますが、インターネット投票の場合には、投票行動をチェックする人がいない環境の中で、例えば本人以外の不正な介入などを排除し、本人の意思を反映した投票が正しく確実に行われるのかといった問題のほか、情報セキュリティー、それからネットワークシステムの安定稼働に関する課題などもあるため、現法令下ではインターネット投票が認められていない現状となっております。

こうした中、総務省では、海外で暮らす有権者が行う在外選挙にインターネット投票の導入を検討しており、令和2年2月には、東京都世田谷区の職員によるマイナンバーカードとスマートフォンを用いた実証実験も行われております。将来的には、一般の選挙にインターネット投票が導入される可能性もございますことから、選挙管理委員会といたしましては、国の動きなどを注視しながら、導入されることとなった場合には速やかに対応できるよう、情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 今年は宮城県知事選挙、衆議院選挙があります。選挙に対して有権者の皆様は、投票に行く気持ちがだんだん薄れていると思います。また、有権者の皆様は、選挙が始まるたびに行政が行う啓発活動に慣れてしまい、選挙があるのは分かっていますが、なかなか投票所に行くかと言えば行かないのが現状ではないでしょうか。

これまでも多くの議員の皆様から期日前投票所の増設の要望が出ております。選挙管理委員会としても、利便性の向上と投票率の向上に期待が持てる施策だと思います。期日前投票所の増設に当たりまして、町の答弁では、設備費用の課題、人件費確保の課題、設置場所の課題を整備する必要があるとのことでした。

期日前投票制度が施行になって18年になりました。制度の浸透とともに、回を重ねるごとに期日前に投票する方が増えてきております。

平成29年10月の衆議院選挙では、本町の当日投票者数が1万215人で、期日前投票者が5,694人となっております。現在、1か所の期日前投票所で半数以上がこの制度を利用しております。

本町の投票率の向上を図るためにも、期日前投票所の増設が必要だと思います。

期日前投票は、有権者が投票当日に投票ができない選挙人に対する投票をするのに最も都合のよい時期の確保に有効な制度でもあることと思います。有権者の皆様は、これを認識されているはずで

す。利府町コミュニティセンターは、駅の乗降客の方々にとっては便利になると思います。通勤、通学、買物の途中で投票ができます。また、路線バスの発着場でもありますし、町民バスの路線経路でもあります。非常に駅を利用する方が多いことから、選挙管理委員会としても、期日前投票所の増設について、まずは実証実験を実施していきたいとの答弁がありましたが、この問題で、町が慎重になるのは理解しております。でも、当日投票者数が半分以上の方が期日前投票制度を利用しております。利府町コミュニティセンターに増設が実施されたら、投票率の向上に期待が持てると思います。期日前投票所の増設が実施された場合、期日前投票の期間が長いので、利府町コミュニティセンターを利用している方たちがこの期間は利用できなくなります。

そこで伺います。町は、利用している方たちの対応はどのように考えているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

最初の答弁でお答えさせていただきましたとおり、期日前投票所を増設する場合の候補施設といたしましては、議員が御提案される利府町コミュニティセンター、そのほかには、イオンモール新利府南館、こちらを想定しておりますが、御質問の通常の利用者への影響等も加味しまして、それぞれのメリット、デメリットを整理した上で最適と思われる施設を実証実験の場にしたいと考えてございます。

実証実験の場が決定しましたら速やかに町民の皆様や会場の施設管理者へ周知するとともに、期日前投票期間中に会場施設の利用予約をあらかじめされていた団体様に対しましては、日程の変更ないしは会場の変更について御協力をいただけるようお願いをさせていただくようになるかと思

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 通勤、通学、買物に行く方たちの駐車場は余り支障はないと思いますが、投票に来た有権者の駐車場は必要になると思います。

そこで伺います。駐車場はどのように考えているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

仮に利府町コミュニティセンターで期日前投票を実施するとなった場合の駐車場につきましては、やや歩いていただくようにはなりますが、利府駅に隣接する町営駐車場のほうを想定してございます。町営駐車場につきましては、通常時でも30分間以内の御利用であれば利用料金なしで無料で利用できますので、投票時にも御利用いただけるものと考えてございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 利府町コミュニティセンターに期日前投票所が設置になった場合、利用者の方たちも利用ができなくなり、センターのことを考えた場合、期日前投票の期間も長くなります。指定管理者である利府町観光協会にとっても、公共料金等いろいろな費用がかかると思いますが、町の考えはいかがでしょうか。伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（村田 晃君） お答えいたします。

光熱費等の施設稼働に伴う経費につきましては、現在利府町から指定管理者として施設の管理運営業務を受注しております利府町観光協会様のほうで原則負担するということとなりますが、期日前投票所としての利用に伴い、当初の契約の範疇を超えるような問題が生じる場合には、利府町観光協会様と町の担当部署、それから我々選挙管理委員会事務局の、この3者において協議、調整を進めていくことになるかと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） よろしく願いいたします。

次に移ります。大きな2番目、がん予防対策について再質問いたします。

現在、乳がん検診といえばマンモグラフィーが標準になってきておりますが、実は、年齢的には40歳代以上、特に50歳以上で有効とされております。厚生労働省のがん検診に関する検討会でも、40歳以上の乳がん検診については、視触診とマンモグラフィーの併用により死亡率減少効果があるとする相応の根拠があるとしております。

それでも30歳代の乳がん検診をどうするかということで、今も専門家の間では議論されております。厚生労働省のがん検診に関する検討会では、30歳代については、現在のところ検診による乳がんの死亡率減少効果について根拠となるような研究や報告がなされていないため、今後も引き続き調査研究を行うことが必要であるということで、賛否両論ある中、平成16年4月

に改正された乳がん検診に関するガイドラインでは、事実上の検診の対象から外されました。つまり30歳代では、乳腺が発達しており、マンモグラフィーによる検診では乳腺とがんの区別がつきにくく、発見が困難な場合が多いことから、現段階において視触診は言うまでもなく、マンモグラフィーでも判定不能例や見落とし例が多くなるため、精度管理の観点から、少なくとも視触診のみで、マンモグラフィー併用の乳がん検診としては行わないほうがよいということになります。そのため、平成17年度から多くの市町村では、30歳代の方の乳がん検診を取りやめることが多くなり、基本的に乳がん検診は40歳以上から対象とすることを原則として、全員マンモグラフィーによる検診となりました。これが国で出した30歳代の方の乳がん検診の現状です。

やはり若年層の乳がんの予防は、自己検診が大事だと思います。昨年6月議会で、渡邊議員の塩釜医師会との会議の質問に対しての答弁では、30歳から39歳までの超音波検査について、医師会の考え方、また各市町から要望を出した場合、超音波検査が可能なのかどうかについて話題を出したことについて伺います。医師会から、その後、回答はどのようになっているのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

昨年2月27日、塩釜医師会のほうに30歳から39歳対象の乳がん検診の超音波検査の実施について申入れを行っているところです。それを受け、医師会におきましては、7月8日に開催された乳がん検診委員会において、超音波の実施について検討されていると伺っております。医師会におきましては、前向きに実施に向けての検討ということでは進んでいるんですが、しかしながら、今現在、コロナ禍の中で、具体的にいつというところの部分については、今後コロナが収束してから、具体的に実施に向けた検討が進められるものと伺っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 厚生労働省が若年層の乳がんの予防として、自己検診が有効であると示しておりますが、乳がん検診への意識を高める方法としまして、乳がんグローブの活用は自己検診を簡単かつ手軽に行うものであり、早期発見やがん検診の受診のきっかけになると思います。若い世代の乳がんの特徴は、その進行が速いことでもあり、日頃の自己検診が乳がんの早期発見に有効だと思います。



そこで伺います。本町の広報、ホームページなどで自己検診の方法の一つとして乳がんグローブを周知する考えはあるのか伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

議員御提案の乳がんグローブについては、自己検診用具としてとても有効なものだと認識しておりますので、今後自己啓発用品として周知だけではなく、配布物品として活用していかないか、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（吉岡伸二郎君） 西澤文久君。

○4番（西澤文久君） 私たち夫婦が付き合っていた家族に36歳のお嬢さんがおりました。もう20年以上の長い付き合いで、学生の頃からのお嬢さんだったんですが、乳がんになって、去年10月に亡くなりました。36歳という若さで、本当に痛ましいことだと思いました。自分の体に異変を感じ、すぐに病院に行ったときには、がんが大きくなっていたそうです。あっという間の出来事に、お父さんとお母さんは悲しみからいまだに抜け出せない状態でおります。

最後に、実際問題、芸能界でも、若い方が乳がんになった報道が数多くありました。今、若い世代の女性が乳がんになって苦しんでいる方もいらっしゃいます。また、日々の生活の多忙さから検診から遠ざかっている方には、乳がんグローブによる月1回程度、自己検診啓発が若年層には一番大事だと思います。

そこで、若い世代の皆様に乳がんグローブの無償配布を町はどのように考えているのか、再度伺いまして私の質問を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木久仁子君） お答えいたします。

町長の答弁にもありましたとおり無償配布ということで、継続的に配布するのは難しいものだと考えております。しかしながら、自己啓発用品ということで検診用具としては有効ですので、啓発用品として、自己検診につながるような物品として活用していければなと考えております。

これからも、町といたしましても、自己検診、がん予防ということで周知に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解よろしく願いいたします。（「終わります」の声あり）

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、4番 西澤文久君の一般質問を終わります。

続いて、11番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔11番 土村秀俊君 登壇〕

○11番（土村秀俊君） それでは、日本共産党の土村です。

今回の質問事項については2点です。

質問事項の1、教育費の負担軽減についてであります。

（1）新型コロナウイルス感染症による経済的な影響が広がり、児童生徒の保護者の中には、家計の急変によって収入が減少することも考えられます。就学援助での支援も必要となると思いますが、家計急変という特殊な場合でも、速やかな認定と支給が求められるわけでありまして、コロナ禍による就学援助の積極的活用について、町としてどのように考えているのか伺います。

（2）学校給食費の免除条例が令和元年12月議会で否決をされました。今、コロナ禍における厳しい経済状況が児童生徒の保護者の家計にも影響していると思います。前回の条例審査時の質疑を踏まえ、名取市などの無償化実施自治体も参考にして、再度学校給食費無償化を検討すべきだと思いますが、町としてどのように考えていくのか伺います。

質問事項の2、利府町中小企業振興条例についてであります。

（1）令和2年3月に利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例が制定されました。制定されてから1年3か月が経過しましたが、条例の趣旨に沿って取り組んできた中小企業施策の進捗について、町としてどのように考えているのか伺います。

（2）今後策定される中小企業基本計画において、町内の中小企業振興策として、コロナ対応なども含め、具体的にどのような施策を考えているのか伺います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、教育費の負担軽減についての（1）については教育長、（2）及び2、利府町中小企業振興条例については町長。初めに教育長。

○教育長（本明陽一君） 11番 土村秀俊議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の（1）についてお答え申し上げます。

就学援助の対象要件としましては、非課税世帯や児童扶養手当を受給している世帯等が対象となっております。また、生活福祉資金及び離職者支援資金の貸付けを受けている世帯も対象となっております。さらに、新型コロナウイルス感染症による経済的影響が発生した世帯にも援助を行っております。

なお、児童生徒の保護者の方々に対しましては、学校を通しての配布物や町のホームページを活用し、制度の周知を図っております。今後もこの方式を継続して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の教育費の負担軽減についてお答え申し上げます。

（2）の学校給食費無償化についてでございますが、町では昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により家庭の経済的負担が増加している状況を受け、国の地方創生臨時交付金を活用し、町内小中学生の学校給食費について6月から8月までの3か月間分を助成する支援事業を実施いたしました。この事業については、後日実施したアンケートで9割を超える保護者の皆様から評価をいただいているところであります。さらに今年度からは、新たな子育て支援策として、子供医療費の全額助成を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図っているところであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く現在においては、コロナワクチン接種事業をはじめ、収束に向けた各種事業を優先して実施しなければならない時期であることから、給食費無償化については令和元年の12月定例会で議員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、先進的な取組を行っている名取市の事例なども参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目の利府町中小企業振興条例についてでございますが、（1）と（2）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

利府町中小企業・小規模企業振興基本条例は、中小企業・小規模企業が本町の経済の発展において大きな役割を果たすものであることから、その事業者の振興に向けた基本理念や町の責務、中小企業者、大企業者、金融機関の役割や町民の理解と協力、基本的施策などを明らかにしたものであります。

また、本条例を明記した基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定することとしており、そのため、懇話会を昨年9月に設置し、現在10名の委員から意見を伺いながら、今年10月の公表に向け作業を進めているところでありますので、御理解願います。

なお、条例制定後の取組といたしましては、これまでの融資制度の活用による経営基盤の強化や、経営安定に関する支援策の継続的な実施に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響

のある中、売上げが減少した事業者を支援するための事業継続支援金や、経済活動の急激な縮小に伴う新たな販路開拓等の取組を支援する経営持続化助成金、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式を導入するための新生活様式導入応援助成金など、前例なき不透明な経済情勢の中で、国や県の動向、町の状況に合わせ、町内事業者の事業継続に鋭意努めていくところであります。

今後は、ワクチン接種による新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視するとともに、事業者の声に耳を傾けながら、具体的な施策の立案に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長（吉岡伸二郎君） ここで、昼食のため休憩とします。

再開は13時とします。

午前 1 1 時 5 4 分 休 憩

---

午後 0 時 5 2 分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁に対しまして、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 私も議員活動を22年やっていますが、一般質問も80回くらいやって、昼飯抜きで一般質問をやるというのはちょっと前代未聞ですけども、ちょっと心配なところもありますが、頑張って再質問をしていきたいと思えます。

まず、就学援助の問題についてでありますけれども、私の質問通告は、コロナ禍によって就学援助制度を積極的に活用してほしいと。それに向けて町としてどういう取組を考えているのかという質問通告だったわけですけども、教育長の答弁は、周知の問題とか、あと対象要件についての説明がありました。これ自体、周知を進めるということは大事な問題なんですけれども、今はやはりコロナの問題があって、子供たちに深刻な影響がある中で、積極的にその就学援助を活用すべきだと。そのため町はどういった努力をするのかという質問をしているわけです。だから、その質問に対する答弁が、ちょっとこの答弁といいますか、町としての考えが今のところ見えてはきておりません。ですから、なぜ今就学援助制度がこれだけ重要な問題なのかということについて、少し質疑していきたいなと思えます。

今、コロナ感染防止の政策として、蔓延防止あるいは緊急事態宣言などの自粛要請ということで、飲食店をはじめ観光業や、あるいはイベント業など、大変幅広い業種の皆さんが非常に厳しい状況に陥ってきているわけです。単に飲食業や観光業だけではなくて、やはりそこに物を

納入している人とか、あと、そこのいろいろな事業を請け負っている人たちを含めると、かなり幅広い方々の経営に深刻な影響が広がってきていると思います。

そういう中で、利府町の町民の中でも、自粛を要請されている事業を営んでいる自営業の方、あるいは自粛を要請されている企業あるいは店舗などに勤めている方も少なくないのではないかと思います。それらの影響によって収入が激減をして、生活が厳しくなっている方というのは、利府町の中にもいらっしゃると思いますし、特にその中では、町内の小中学校の児童生徒の保護者の方で、収入が激減をして家計が大変になって、教育費の支出に苦勞しているという世帯の方も少なくないのではないかと思います。

それに対して、町として子育て支援、子育て世帯への経済的支援としては、答弁の中にもありましたけれども、学校給食費のほうですけれども、子供医療費の4月から全額助成を実施するなど、様々な支援を行っておりますけれども、その支援の中でも主要な支援としては、この就学援助制度とその活用というのが非常に効果が大きいと私は思うわけであります。今回の質問は、その制度の活用促進に町としてどのように取り組んでいくのかということ伺っているわけですが、少しちょっと見えないわけですが、そういう点で、就学援助制度を活用する前提として、今なぜこの就学援助制度の周知と積極的活用が重要になってきているのかということについて、町としての見解といいますか考え方を最初に伺っておきたいと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局答弁願います。教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの議員のお話のとおり、やはりこのコロナ禍ということで、各御家庭、保護者はじめ、かなり困っていらっしゃる方も増えているということは、全国的にもそうですけれども利府町でもそうではないかなと思います。それが教育のほう、子供たちのほうの学校での活動あるいは物品等に影響が出てきては、なかなか子供たちも安心して楽しく学校生活を送れないというような、そういった精神面、心の面の影響も大きいかなと感じております。そういう意味では、この就学支援制度とかは大事なことなのかなと考えておるところでございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 子供たちの学校生活にとって非常に影響が、何とかな、なくすためにも必要だという部長のお話でした。

実は、この件については、文科省のほうからも去年の3月に各自治体に対して、コロナの影

響で家計が急変したときは速やかに認定をして支給しろと。そして、就学援助を積極的に活用するよという通知が出ているわけです。部長は利府町ではなくて、前の大衡の学校とかでこういう通知を受けたと思いますけれども。そのために、まず就学援助制度、これは経済的に困ったら気兼ねすることなく受けられる、非常に身近な制度なんだということを、しっかりと今コロナで大変になっている保護者の皆さんに知らせていくということが大前提なわけなんです。文科省の通知のときに、併せてコロナウイルス感染症対策として、就学援助についてそれぞれの自治体でどういう取組をしているのかという調査も来ている。これは全国1,765市町村ですから、恐らく全ての市町村だと思うんですけども、そこに対してコロナ対策としてどういうことに取り組んできているのかということについて質問がありました。就学援助の要旨というのか、そういうものを再度通知している、あるいは就学援助の申請の受付を常時やるようにするとか、そういうことをやっている自治体が結構あるんです。それからあと、コロナ対策によって受給資格がいろいろ対象要件として述べられておりましたけれども、利府町の場合もここにコロナウイルスによる経済的影響がというのが書かれておりますけれども、これは1年半前はなかったわけで、その1年半前からやはりコロナに対して特別な、該当する人の対策をしっかり取るという自治体とか、新たに制度をつくったというのが半分ぐらい、900ぐらいの自治体で、コロナ対策で困っている家庭に速やかに受給できるような制度をつくりましたという自治体もあるんです。そういうことも含めて、利府町としてコロナ対策で何か特別に取り組んでいるようには、この答弁だけを見ると、③にはコロナウイルスの感染症の方を対象要件に広げましたというのはあるんですけども、もう少し力を入れて、このコロナで家計が激変している保護者の皆さんに対する就学援助制度の周知と積極的利用について取り組む必要があったのではないかなと思うんですけども、その辺についての考え方を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

コロナ禍における保護者の皆様等の生活の困窮にもこの就学支援で対応しますよということ周知をますますしていかなければならないなと思っておりますけれども、そういった経済面以外にコロナ禍ということで、やっぱり教育委員会としましては、子供たちがいかに安心安全、楽しい学校生活を送れるようになるかというところが大事かと思っておりますので、そういったところも含めて、議員御指摘のところも含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） ちょっとしつこいような気もするけれども、やっぱり就学援助の周知を広める積極的活用をする必要があるというふうに教育委員会は認識しているわけですが、その認識が、ではこの1年半の間にどういうことをやってきたのかというと、ちょっと見えないんです、私には。そういう点でいうと、やはりこの就学援助制度がいかに大事なのかということ、町も含めて教育委員会、そして全ての学校はもちろん校長先生も含めてですが、教員の皆さんが就学援助制度がいかに大事な、今この時期に大事な制度なのかということについてしっかり理解していただくということが極めて大事なことなのかなと思います。

いかにこの経済的支援が大事なのかということについては、実は昨年12月に、私は学校のコロナ対策について前の教育次長といろいろとやり取りしたんですけれども、子供たちのソーシャルディスタンスの問題とか、あと授業の遅れの問題に対する対策についていろいろ伺ったんですけれども、その中で、最後に教育長から、私の最後の質問に対する答弁の中で、コロナ対策に関していろいろ答弁もいただいたんですけれども、こう言ったんです。コロナの事態が子供たちへ影響しないか非常に懸念をしているという発言がございました。本人を前にして言うのもなんですけれども、ちょっと昨日議事録からその文章を拾ったんですけれども、教育長は私のコロナの質問に対して各学校はコロナ対策で大変頑張っていると、大変苦労しているというお話があって、その後に特に注意しなければならないのは、子供たちの生活状況なんです。家庭、保護者の環境が変わってくることによって、子供たちに影響を与えていないかどうかには十分注意しなさいと言っていると。言っているというのは、多分校長会とか教頭会の中だと思っただけなんですけれども、そういう点で、やっぱり家庭、保護者に仕事がなくなったりすると子供たちに大きな影響を与えるということを述べられました。利府町としては、今不登校児童生徒数は増えていないけれども、ただ、校長先生を含めて、学習を進めればいいのかという問題ではないと、そういうコロナの経済対策、就学援助のことだと思っただけなんですけれども、そういう対策をいろいろ考えながら、各校で取り組んでいるんだという答弁がありました。私はそのときに、利府町の教育行政のトップが、コロナのこの深刻な影響で子供たちが大変にならないことを心配していると、そういう考え方を持っていたということに安心したといいますか、少しというところであれですけれども、感動したんです。

その教育長の言葉というのは今もやっぱり頭の中に残っているわけですが、つまり就学援助を今積極的に活用してもらうことがなぜ必要なのかという理由については、去年の12月の議会の教育長の答弁が、それが本当の理由そのものだと思うわけです。保護者が経済的に深

刻な事態になったら、やっぱり一番心配なのは子供たちに大きな影響があるかもしれないということなわけですから、やっぱり子供たちが安心して、部長も言いましたけれども、安心して学校生活が送れるように、町がしっかりと支援していくためにも、就学援助制度というのは本当に重要な制度だと思うんです。そういうことを踏まえると、就学援助制度の利用者とか利用金額というのは、余り増えていない。おととい、ちょっと教育部長ともお話ししたんですけども、余り申請が進んでいないとか、されていないというような現状もあるということなわけですけれども、こういう就学援助制度の重要性を鑑みて、やはり教育部長は周知に努めると、周知をますます強めるというお話だったんですけども、それはそれで必要なんですけども、それ以外にもやはり非常事態ですよ、今はコロナで非常事態に陥っている保護者も多いわけですから、そういう方に対する、何というのかな、対策、就学援助の活用をぜひ利用してほしいという。

ただ、これはなかなか難しい問題で、子供たちの家庭の経済状況というのを調べるわけにはいかないし、呼んで保護者に聞くわけでもないんで、学校というか町、教育委員会としては、どの方が就学援助制度が必要なのかというのはつかめません。だから、なるべく周知を広める。その周知の中でもとにかく、先ほどちょっと言いましたけれども、文科省も言っているわけですけれども、分かりやすい、誰でも遠慮なく利用できる制度なんだということを繰り返し、何というのかな、知らせていくという必要が、特別な取組が必要かなと思うんですけども、その点についての見解を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 議員の御質問にお答えいたします。

今お話あったこと、そのとおりかなと思います。現在、町のホームページ、それから入学説明会等のときに、学校を通じて保護者のほうに説明の用紙を配布するという形で周知しておりますけれども、そのレイアウト、それから使っている文言、そういったものももう一度見直して、できるだけ分かりやすく、そして必要であれば御相談に乗る、そういう雰囲気、体制も整えていけるように、今後検討してまいりたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 今部長がおっしゃったとおりなんですけれども、やっぱりホームページあるいは入学説明会とかで、分かりやすいものを使ってしていただくという取組、これは物すごく大事なことだと思います。特に、やはり今まで言っているとおり、周知というか、該当



する保護者というか、いつ該当するか分からないので、だからやっぱり全ての保護者の人たちに、この就学援助制度というのが利用できるんだよということを知っていただくということが非常に大事な問題、周知の問題というのが非常に大事なわけですがけれども、なぜこの周知が大事かということ、経済的に厳しくなっている保護者というのは積極的に就学援助を利用してもらうためには、そもそもこの就学援助制度というものがどういうものかと。さっき、分かりやすく知らせるんだというお話だったんですけども、実際に就学援助制度が必要だというふうな状況に急激になる可能性が今あるわけです。ですから、コロナで収入が激減している、そして就学援助制度が利用できるかもしれないという保護者の方というのは、言ってみればコロナがなければ普通に生活できていて、普通に収入もあったでしょうから、就学援助の必要性というのをほとんど感じていなかった人が多いのではないかなと思います。

ですから、今部長がおっしゃいましたけれども、入学説明会で制度の説明をしても、実際に必要性を感じていない保護者にとってみれば、一生懸命教頭先生とかが説明するんだと思いますけれども、その当時は余りに留めていない可能性もあるわけです。説明する用紙もちょっと安田議員から借りましたけれども、割とというか、分かりやすい書類なんですけれども、ただ、この書類を実際に説明されたときに、就学援助制度を使う可能性がほとんどない方が、ちゃんと取っておいている人もいますけれども、余りこれをしっかり保存している方も、いるんでしょうけれども、余りいないのではないかなと思います。

ですから、それが去年、今年、コロナの影響で急激に家計が厳しくなって、やっぱり町の教育費の支援が何かないかということで探すとなれば、この紙を、ちゃんと記憶の中にあって、あそこの引き出しにしまっていた、見ようというのであったらいいんですけども、普通は余らないと思うんです。そうなれば、やっぱり町のホームページしかないんです、就学援助を知る制度というのは。ということで、町のホームページをクリックして見ると思うんですけども、ただ、そういう特殊なコロナの状況の中で、今まで町が実施してきた周知の方法をしっかりと分かっていたらいいけれども、ホームページだけを見てもなかなか分かりづらいと思うんです、今の町のホームページというのは。

そういう意味で、今周知を進める中で、入学説明会の用紙はこういう形でしっかり説明するというお話だったんですけども、ホームページについてもいろいろ改善が必要ではないかなと思うんですけども、その辺についても検討を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 御質問にお答えいたします。

もちろん適宜ホームページのそういった周知内容とかは検討して変えていかなければいけないなと思っております。

それから、入学説明会、確かに年度初めの1回だけのプリント配布ではという、今議員の御指摘がありましたので、今後、ちょっとコロナ禍なので、各学校で実施できればいいんですけども、できない場合もあるかと思いますが、例えば学期末に学年PTAとか、そういったものが通常であれば行われております。そういった機会を捉えまして、再度そういった用紙とかも配布をして、周知を進めてまいることを検討していきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 周知の徹底、何度も聞きますけれども、やっぱり周知の徹底がこの就学援助制度では鍵なんです、ポイントなんです。

こういう就学援助制度に詳しい大学の先生からも、今はやっぱりコロナで収入が激減した人は積極的にこういう制度を使ってほしいという、インターネットの中で論文があったんですけども、それでも、その中で一番問題は、就学援助制度を皆さんが知らないということが一番の課題だと思うんです。

この問題については、今まで共産党の議員団としてもいろいろ提言してきたわけですが、特に今言ったように、町のホームページの就学援助の説明画面というのは、一応改善をするというお話だったんですけども、皆さん御覧になっているか分かりませんが、非常に、条例をそのまま説明の文章の中に入れてありますし、あと、答弁の中でも、教育長が答弁しましたけれども、就学援助を受給できる対象要件ということで、1と2と3とあるけれども、ちょっと普通は余りなじみのない説明です。非課税世帯とか、あるいは生活福祉資金とか、余り聞いたことのない単語があるわけです。それで、町のホームページはもっと書いてあるんです、ややこしい法律用語が。だからそういう意味で、この改善というのは本当に必要だと思うんですけども、このホームページの説明の分かりやすさというのは非常に、私も1,700の自治体全て見たわけではないんですけども、何か所か見たけれども、利府町のホームページと分かりやすいホームページにしている自治体との差というか、かなりあるんです。

教育部長には、おととい、ホームページのことについて、見やすいホームページというのはどういうものかということについて、ちょっとお話したわけですが、そのときにお話したのは東京の板橋区のホームページなんですけれども、非常に親切で分かりやすいものに

なっております。ホームページの中に就学援助制度の内容について、収入がどれだけなら就学援助に申し込めることになるのかとか、あるいはどういったもの、例えば給食費なら5万円から6万円ぐらいの支援をすとか、あるいは修学旅行費なら実費とか、学用品では1万円から3万円の金額の中で就学援助をするというようなことが、利府町はホームページで1ページなんですけれども、板橋区では5ページにわたっていろいろ優しく説明をされているんです。援助の内容についても、利府町のホームページは項目は書いてあるけれども、どういう金額を補助していただけるのかということについては一切書いていないんです。ただ、保護者に渡した説明書の中にはこうやってしっかり書いてあるので、ぜひこういう内容をホームページのほうに掲載し直すというか、したらどうなのかなと思います。

そしてもう一つ、板橋区の非常にいいところは、就学援助制度、これを利用している人の割合というのもしっかり書かれているんです。つまり、やっぱり就学援助制度というのが、うちのホームページにもありますけれども、生活保護に準じるような、生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活が困窮しているという、非常に法律的な文章でこの該当要件が書かれているわけですが、やはり生活保護に該当する人に近いのかなということで、やっぱり申請がちょっとしづらい。誰が申請しているのかも分かりませんから、誰も申請していないのかな、こういうものかと思ったりもする。やっぱりそういう気兼ねというか気後れするということもあるので、そういう点でいうと、板橋区の場合は小学校で2割の児童が就学援助を受給していますと。中学校では3割。多いです。3人に1人が板橋区では就学援助を受給しているということなので。つまり、言ってみれば、要するに誰でも気軽に就学援助というものを気兼ねなく利用することができるんだということが、板橋区の就学援助のホームページから伝わってくるわけです。そういう点で、ぜひ利府町も各地の自治体の就学援助のホームページの画面などを参考にして、やっぱり優しく思いやりがある、あるいは該当する人が気兼ねなく申し込めるような就学援助のホームページの案内にしてほしいと思うんですけれども、その辺についての見解を伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育部長。

○教育部長（菊池信行君） 御質問にお答えいたします。

本当にこれは気兼ねなくといいますか権利でありますので、必要とあれば本当に申し込んでいただきたいと思います。申し込みしやすい、分かりやすいホームページの画面、そういったものを、今議員御指摘のとおり、近隣の市町村を含めどういった文言を使ってどういったレイ

アウトでやっているのかを比較しながら、本町でも進めてまいりたいと思います。

また、実際、窓口で相談があったり、電話等で相談があった場合には、より丁寧に分かりやすく御説明申し上げて、御利用いただけるようにしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） では、またあと少し経過を見ながら、どういうふうに変ったかについて、また12月頃、再度お伺いしたいなと思います。就学援助は終わります。

それでは、学校給食費の問題です。学校給食費の無償化について、質問通告の中では条例審査のときの質疑を踏まえて、あと名取市などの、名取市というのは中学3年生だけ給食費を免除する、無料にするという制度を去年の4月から実施しているわけですがけれども、全国的に見るといろいろな援助の方法があるので、3割援助している自治体とか、第三子を無料にしている自治体とか、いろいろあるんですけれども、そういうことも踏まえて無償化についてぜひ再検討したらどうかというお話でしたけれども、答弁では、給食費の無償化についてはこれまでの意見、これまでの意見というのは議会でのいろいろな質疑の内容だと思いますけれども、あと、今言ったように先進地のいろいろな事例などを参考にして検討していくという答弁でした。

実は、この質問通告をして町長がどういう答弁をするのかなと思って、心配というか、いろいろ、やっぱり学校給食費無償化は断念しますというような答弁になるのかなと思ったんですけれども、そうなったら、いやそうではなくてもう一回考えろと、考え直したらどうかと質問しようと思ったんですけれども、答弁では、一応検討をしていくという答弁なので少し安心していますけれども、3年半前の町長選挙のときの熊谷町長の公約であったわけですがけれども、この学校給食費の一部無償化ということは。その条例が、通告でも言いましたけれども、2年前、令和元年の12月の議会で提案されましたけれども、賛成が5人、それから反対が11人で否決をされたというわけでありましてけれども、その採決のあった議会から1年半が経過しているわけですがけれども、その採決の結果について、この間、町長に伺います、町長としてあの結果についてどのように自分の中で整理整頓をして、整理整頓をした結果、こういう答弁になっているのかなと思うんですけれども、この1年半、どういう形で整理をしてきたのかについて、まず伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

お腹が空いているからいろいろ早口になっているのかなと思ってちょっと心配しておりましたが、御質問ありがとうございます。

あのときの議論を整理いたしております。先ほど答弁させていただいたとおりなんですけれども、あのときの議論、賛否の意見を表明してくださった皆さんの意見をまとめると2つだと思っております。公平性と財源、これだと思っております。

公平性という点では、執行部と議会とは認識が違うところは確かにあったと思います。

もう1点目の財源については、やはりそのとおりだなと私も自分の中で思うところが多々ありましたので、まずはこの財源をやっぱり担保しなければ、こういう財源がしっかりとあるからこの制度設計でお示しをさせていただきますということなのかなと思っていました。

議会で否決されてから名取市長さんからも電話がかかってきて、何で否決されたのと聞かれましたけれども、その当時は、いや私に聞かれてもというお答えしかできなかったもので、それから月日を重ねまして、私なりにもこういうことだったんだろうなとそしゃくする期間が必要だったと思っておりますので、まずは財源確保というところで皆さんにお示しをできればなと思っておりました。

反対された議員の皆様からも、その後、励ましのお言葉もいただいております。あの制度は緩いところはあったけれども、趣旨は分かっているから頑張ってくれと言われて、励ましてくださった方たちも多かったと思っておりますので、しっかりと前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 土村秀俊君。

○11番（土村秀俊君） 分かりました。

この問題については、この問題というのは給食費の無償化については、やはり多くの保護者の方が非常に興味を持っていると思います。答弁にもありましたけれども、去年の夏に3か月間、給食費を国の補助金で免除したということで、非常に、アンケートを取ったら9割以上の保護者の方に賛同していただいたと。それは当然です。確かにそう思います。

そういう意味で、非常に町民は興味を持っていると思いますし、特に、やはり今言ったように、小中学校に子供たちのいる保護者、それからあと来年あるいは再来年以降に小学校に入る子供たちの保護者の皆さんも含めて、非常に興味を持つ政策、施策だと思います。だから早くというか、いろいろしっかり、じっくり検討を重ねていって、新たな提案をしていただければいいのかなと思いますけれども、ただ、問題は、あと半年後には町長選挙も実施をされるわけ

であります。もちろん熊谷町長は2期目を目指して頑張っていくのかなと私は思っておりますけれども、それに向けても、1期目の町長選挙での注目された公約の給食費の無償化の問題ですので、これを次の2期目の中でも、時間をかけてということは、もう9月議会と12月議会しか議論する場もないので、やっぱりそれ以上に時間がかかるとは思います。2期目の中でも、そういう給食費無償化の問題について、議会もしっかり話し合いをしながら、あと幅広い町民の皆さんの意見を聞きながら取り組んでいってほしいなと思うんですけども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 土村議員の再質問にお答えします。

ちょっと選挙とか任期についての発言は控えさせていただきたいと思いますが、制度設計にしっかりと前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で、11番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

当局にお知らせします。議会側の不手際で大変恐縮なんですけれども、ちょっと弁当が来ているかどうか確認させていただいて、休憩の時間を決めさせていただきたいと思います。大変申し訳ありません。

それでは、弁当が来たということでございますので、再開は13時50分とします。

なるべく急いで食べてください。

午後1時27分 休憩

---

午後1時49分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**日程第3 報告第1号 専決処分の報告について**

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、報告第1号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号専決処分の報告についての報告を終わります。

---

日程第4 報告第2号 継続費繰越計算書について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、報告第2号継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号継続費繰越計算書についての報告を終わります。

---

日程第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、報告第3号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

---

日程第6 報告第4号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、報告第4号事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第4号事故繰越し繰越計算書についての報告を終わります。

---

日程第7 報告第5号 水道事業会計継続費繰越計算書について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第7、報告第5号水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号水道事業会計継続費繰越計算書についての報告を終わります。

**日程第8 報告第6号 水道事業会計予算繰越計算書について**

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第8、報告第6号水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第6号水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

---

**日程第9 報告第7号 下水道事業会計予算繰越計算書について**

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、報告第7号下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

---

**日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて**

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。



これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### 日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題と

します。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第13 議案第36号 利府町町税条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第36号利府町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第36号利府町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第37号 利府町復興産業集積区域における固定資産税の課税  
免除に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第14、議案第37号利府町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第37号利府町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第38号 利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条  
例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、議案第38号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第38号利府町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第39号 令和3年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第16、議案第39号令和3年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

なお、質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。

なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いします。

また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。17番 鈴木忠美君。

○17番（鈴木忠美君） それでは質問させていただきます。

補正予算の17ページをお願いします。

17ページの9目14節工事請負費でお聞きいたします。

これは、森郷児童遊園のSL、EL解体撤去ということで、過日の全協の中で説明があり、内容的には大体理解はできたんですが、ちょっとお聞きしたいのは、ここで予算として7,260万円ということで、これは解体撤去並びに遊具の設置工事となっております。具体的に数字では余り細かくはいかないと思うんですが、この間の全協の中で解体後の遊具の設置等は別途ということで、約1,210万円の予算を取ってありますけれども、この辺について、遊具については

どうなのでしょう。現在5種類ぐらいあるんですけども、新たに遊具を作り出すのか、それとも今ある遊具を整備するのか。まずその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（谷津匡昭君） 御質問にお答えします。

まず、児童遊園につきましては、地域の児童の健康増進という観点から遊具の設置というのがございます。今回、大型遊具をこれまで設置しておりましたが、こちらが老朽化に伴いまして撤去されている状況にございますので、新たに遊具の設置をするということでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○17番（鈴木忠美君） 新たにということは、当然今までのやつを全部撤去して新たにということですよ。

それでは次に、これが長らくあの地にS LとそれからE Lというものを設置していて、私もこれまで28年の一般質問から4回ほど質問してきて、最終的に補修は無理だということで、撤去についてはやむを得ないと思っております。ただ、そこで、私も高校1年のときの途中まであの列車で通った経緯があります。ここはやっぱり東北本線ということで、今の塩釜を回る海線の前の東北本線ですから、撤去した後そのままではなくして、少なくともあの公園の中に今のS Lの動輪1つだけでも残してもらいたいなど。

例えば、これは実は前にイオン関係でいわきに視察に行ったときですけども、あそこには前、J Rのヤードという大きいところがありました。そこを取っ払ってあそこのイオンができたわけなんです。やっぱりそこにはちゃんと、元国鉄があれだということで、線路をこれぐらいやって、ボーリングをして、それにいろいろくっつけてやっているということで、やっぱりあそこは長らく国鉄、J Rなんかで栄えたところであるものですから、それが終わったからイオンができたから、はいさようならではなくして、また利府のE LあるいはS Lということで、ここをずっと長らく走った、これからE Lというのは非常に点検するための試験車両ということで、仙台・作並間で使ったということで、これはもう非常に貴重な車両ということは、これいろいろな関係に出ているとおりでありますから、非常にもったいないと。ただ、やっぱり今あれを直すといっても、これは無理なので、これはやむを得ないと思っております。それで、予算の差というのは1,200万円の中でできるかどうかは別として、あそこにそういう動輪1つを残すような検討をする考えはないかお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（戸枝潤也君） 鈴木忠美議員の御質問にお答えいたします。

動輪の両輪を現地に残すというお話ですが、危険物質の部分を確認しまして、あと周辺を含めた安全が確認できれば、担当課と協議をいたしまして残すことを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○17番（鈴木忠美君） ありがとうございます。ぜひ動輪一つだけは残していただきたいと強くお願いしておきたいと思います。

最後なんですけれども、今朝の新聞にも出ましたけれども、愛される機関車保存か撤去かということで今朝出ました。実はこれは、前からちょっと守る会ということで話は聞いておりました。私は大崎地区でも、西岩出山、岩出山、それから境田ですか、あそこにあったのを、撤去が決まって後、今度守る会というのがまた騒ぎ出したということで、この方、守る会の方のやつを無視するわけではございませんけれども、少なくとも私は28年からこの一般質問でやっております。そんな中で、今まで一度のあれも何もなくて、決まったやつでこれをどうこうということについては、私は屈する必要はないと思いますので、ぜひ予定どおり進めていただきたいと思います。

以上です。（「答弁欲しいですか」の声あり）ちょっとだけ。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木忠美議員の思いは本当に私も議会で議論をさせていただいて重々承知しております。私の家系も国鉄マンですので、国鉄に関連する親戚も多いわけです。その中で、本当にクラウドファンディングをはじめ、いろいろ修繕したりとか残すという方法をいろいろ模索しました。しかし、やはりもう既に、皆様御案内のとおりPCBなりアスベストなりということで、老朽化も含めて、残念ながら危険物みたいになっていると。そういう中で、私は町民の皆様または子供たちの命と健康を守るという立場から、本当に苦渋の決断としてこういう決断をいたしました。

忠美先生がおっしゃるように、歴史的なものということは非常に私も価値のあることで、何らかそこに軌跡を残しておかなければいけないという思いは同じくするものでございますので、しっかりと今いただいた御提案を形にしていきたいと思っております。（「関連」の声あ

り)

○議長（吉岡伸二郎君） 3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 今、忠美議員から保存会というお話が出ました。やはり保存会が出るといふ部分と、町民の皆様からも、やはり一部保存できないものなのかという声が私のほうにも届いております。そういう部分では、可能な限り時間をかけてゆっくりと丁寧な説明をしていただきたいと思っております。

例えば、現状の写真をどこかに展示するなどできないものなのか。

それからもう一つ、PCBなんですけれども、やはりちょっと来年の3月31日までに処理しなければいけないという部分では、ここはやっぱり急ぐ部分も必要なのかなとも思うんですけれども、こちら、今の現状で漏れる可能性とかはどうなっているのか。また、処理せずに期限が過ぎてしまった場合、どのようになっていくのか。また、その部分だけ、PCBの危険な部分だけを先に処理することはできないのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（戸枝潤也君） 鈴木晴子議員の御質問にお答えします。

まず、現況の写真の展示というようにお話に関してでございますが、こちらは先月末に役場職員がELの内部に入りまして現況の写真を撮ってまいりましたので、そちらのほうを何かしらの形で皆さんにもお目にかかれるように、見せられるような形で検討してまいります。

あと、PCBの処理に関してですが、漏れるという話。これは、ELの屋根につきまして、現在穴が開いているような状態で、床も木製ということで劣化が進んでいる状態でございます。このまま放置すると漏れるのではないかと報告を受けておりますが、現状としてはまだ漏れていないというような状況でございます。

あと、PCBだけ処理できないのかというようにお話に関してですが、こちらにつきまして、配線とかボルトとかでいろんなところが連結されていまして、そのボルトとかがさびとかで動かなくなっていると。それで、安全に取り外すためには、一度屋根を外して、クレーン等で周辺の部品と一緒につり上げて取り外すというような方法なのかなと考えてございますので、かなり費用も要するのかなと考えてございます。

あと、処理期限が過ぎた場合ということですが、こちらに関しては町のほうで保管施設というものを準備しまして、今後保管していかなければならないということになりますので、でき

れば今回一緒に除去したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに関連ございませんか。S L だったら関連に。関連、及川智善君。

○13番（及川智善君） 肝心の補正予算の中身についてちょっと議論をしたいと思っておりますけれども、7,260万円、2つの事業でありますけれども、これは解体後撤去するための工期、それから交通が、この大がかりな工事、PCB等も含むということで防護しなければならない。それから周辺住民に関わるいろんな対策があると思うんですけれども、町としては業者に指導を、専門の業者ですからそれはしっかりとやりながらということではあると思うんですが、その工期と、解体の周知、それから、交通統制と周辺住民に対する影響を及ぼすのではないかとthinkうんですけれども、その辺について対策等ありましたら教えてください。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

今日をもちまして補正予算の成立ということで、まずPCB等を含んでいるかということと、無償譲渡の契約を令和3年6月から9月に結んで、無償譲渡契約完了後に解体業者の選定を行います。そこから解体工事の着手を11月に行いまして解体工事の完了、遊具の設置工事というような形で考えてございます。周辺の住民の方には、今後いろいろ丁寧に説明していきたいと思っております。

以上でございます。（「交通統制とか……」の声あり）

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（戸枝潤也君） お答えします。

この車両の解体及び遊具の設置につきましては、児童遊園内で行うような形になります。車両解体を行う場合に関しましては、車両の周りに仮囲いというものを設置しまして、高さが4.5メートルを今見込んでいるんですけれども、それで全体を囲んで解体工事を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） このS Lの話ですが、私のところにも電話が来まして、このS Lの保存会をつくって町と協議をしたいんだという話が私のところにも来まして。この電話をした方が、元利府町なんですけれども、今は利府町外だということで、何か余りいい返事はされなかった



んだということで、今利府町内の住民で保存会をつくって、町と協議していききたいという電話でした。そうしたら今日、河北新報で出てきていて、河北新報をよく見ていくと、ELは読んだんですけれども、最後の1台なんだということで、要はこのELの施設の劣化とかそういう話もちょっと聞いていたので、それはそれでしょうがないかと思っていたんですけれども、実際に、でもやっぱりその保存会の方から言わせると、何とか町と話合いのテーブルをつくって、協議をしていききたいんだということなんですけれども、町としてやっぱり、今回の予算と一緒にになるかもしれませんけれども、保存会と一緒に話をして進めていくという考え方はあるんでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村議員、もう今の質問はSL、ELの関連質問になりますので。（「ではまたもう一回で」の声あり）

答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） 御質問にお答えいたします。

保存会というものが5月30日に発足されたということは存じております。それで、その方々と今から時間も十分にかけて丁寧話をしていき、また丁寧な説明をし、納得していただくよう努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。1番 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 私からは2点伺います。

17ページ、10目子育て世帯生活支援子育て給付金事業費。これは国からの補助金で賄われるようになっていますけれども、その事業内容、それと対象者、それとスケジュールについてお伺いします。

それと、2点目です。20ページ、3目地域振興費。ここで12節委託料、リフトアップ作成業務委託料とありますけれども、このリフトアップというのは、利府のPR誌ですよね。それで、平成30年に改訂されていますけれども、また今回も改訂ということなのか。それと、ここに仮とありますけれども、この仮がついているのはなぜなのか。あと、何部ぐらい作成して置いている場所はどこなのか。そこら辺のところをお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（谷津匡昭君） それでは、1点目の子育て世帯生活支援特別給付金について御説明をさせていただきます。

まず、こちらの事業の内容でございますが、国が新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり一律5万円を支給するものでございます。その対象者でございますが、こちらにつきましては18歳、年度末までの児童、もしくは障害児については20歳未満までを対象としております。支給対象者につきましては、対象児童を養育する父、母など、令和3年度分の住民税均等割額が非課税の方たちを対象とするものでございます。

また、令和3年1月1日以降の収入が急変したことによりまして住民税非課税相当の収入となった方も対象としていくこととなっております。

スケジュールにつきましては、こちら支給方法につきましては、申請が不要な方並びに申請が必要な方と2パターンございます。

まず、申請が不要な方につきましては、令和3年支給対象者の中で令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方、こちら登録されている口座のほうに支給するという形になります。こちらにつきましては、国のほうから令和3年度住民税のほうの課税状況が確定したら可能な限り速やかにということと通達が来ておりますので、本町といたしましては7月中の給付ができるような形で進めていきたいというふうには考えております。

また、申請が必要な方たち、収入が急変した場合などによる方に関しましては、申請を随時受け付け、速やかに給付ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（郷右近啓一君） 2点目についてお答えをいたします。

リフトアップでございますが、こちらにつきましては富県宮城の推進による自動車産業の集積を見込み、従業員等の移住・定住先として本町が選ばれるよう、町の利便性や施策、住みやすさなどをPRする目的において、初版が平成22年4月に作成されたものであります。

御質問の、まず改訂の必要性ということで一番最初にございましたが、こちらにつきましては、4月の組織改編におきまして、本課にシティセールス係が新たに設置され、移住・定住や町のPRに加え、ふるさと寄附金、交流人口の拡大など、新たな総合計画の達成に向け戦略的にシティープロモーションに取り組む必要があることから、デザイン、掲載内容を大幅に見直すとともに、効果的な配布方法などを含め、委託料に予算の組替えを行うものでございます。

2点目、仮がついているということで名称でございますが、先ほど申し上げましたとおり総

合的、戦略的に取り組んでいくということで名称の変更を考えてございます。

部数につきましては5,000部を予定しております。

現在置いている場所でございますが、商工観光課窓口及び観光協会のほうに設置をしております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 指名されてから。今野隆之君。

○1番（今野隆之君） すみませんでした。

1点目も2点目も詳しい説明をありがとうございました。

1点目についてですが、多分事前通知というのを出すと思うんですけども、例えば辞退者が出た場合どのようになるのか。それと、話によると令和4年2月末まで出生した方も対象になるとかという話も聞いたんですけども、そこら辺どうなのかお願いします。

それと2点目。5,000部発行で2か所に配置するという事なんですけど、そのほかに配布箇所を増やしていくというのはどんなものなのかお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 子ども支援課長。

○保健福祉部子ども支援課長（谷津匡昭君） 1点目の御質問にお答え申し上げます。

まず、事前通知でございます。こちらに関しましては、可能な限り早めに通知をいたしまして、受給辞退の意思表示につきましては1週間から2週間設けるようにということになっておりますので、こちらのほうを設けまして、辞退された方に関しては支給をしない形になりますが、そのほか意思表示のない場合には速やかに口座への支給を行っていきたく考えております。

また、対象者につきましては、今回の事業につきましては、令和4年2月までの新しく生まれた方、お子さんについても対象となるとなっておりますので、随時受付を行っていく形となります。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 商工観光課長。

○経済産業部商工観光課長（郷右近啓一君） 2点目についてお答えをいたします。

まず、配布箇所を増やすということでございますが、7月1日にオープンしますリフノスをはじめ多くの公共施設に置かせていただくと。それに加えて、今回委託した内容の先で仙台市地下鉄にありますフリーペーパーラックのほうに2,000部ほど設置させていただくという

のも業務内容に含めておりますので、県外はもとより出張や帰省、イベントなどで宮城県を訪れた方々が気軽に手に取れるような配布方法を考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 1点だけお願いいたします。12ページです。総務管理費の7目自治振興費の中の18款補助金のところですが、一般コミュニティ助成事業、これが宝くじの原資かと思っておりますけれども、この補助が決まったということで2つの町内会が250万円ずつ、限度額です、250万円ずつ受け取ることになりました。これは現在、今2巡目に入っているのでしょうか。まずそこと、それと各町内会がどのような希望でこの250万円というお金を希望したのかをお願いいたします。

それから、この上にまちづくり支援事業、10万円の補正が出ております。この補正の意味をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 生活環境課長。

○町民生活部生活環境課長（福島 俊君） お答え申し上げます。

最初の質問でございますが、一般コミュニティ助成事業でございますが、何巡目かということでございますが、すみません、ちょっとそこは把握しておりませんでした。今回は加瀬町内会と東町町内会で、内容としましては、町内会の備品購入ということで、エアコン、エアケーブル、冷蔵庫や物置、それから移動式かまど、炊き出しのときに使うような大きなかまどです。それから液晶テレビなどとなっております。

2番目のまちづくり支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては住民主体の地域づくりの推進を図るため、地域文化の振興及び地域の活性化に貢献している団体が行う活動経費を補助するものでございます。募集をしたところ、本年度は5団体から交付申請がございまして、協働のまちづくりに意欲的に取り組んでいる団体を支援したいということで見えておったんですが、1団体の補助要望平均額が16万円を超えているもので、どうしても採択が1団体に限られてしまうということ、当初予算が30万円ということだったので、何とか5団体に出してきていただいたので2団体採択したいということで、今回10万円を補正するものでございます。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） このコミュニティ助成事業は大分長い年月やっております、各集会所等々、いろいろ設備が充実したものと思います。多分2巡目だと思うんですけども、だんだんと無理無理に要求するような感じも出てきているのではないかと思います。

逆に、このまちづくり支援事業、今5団体の希望があったということでした。この広報誌にも募集が出ておまして、これは4月号です。この団体で対象事業として地域の活性化とか世代間交流、福祉、文化、環境等々の、そこで頑張っている地域の団体ということで募集がかかっておりました。私が議員になりました15年ほど前には、多分1つとか2つだったと思いますけれども、だんだんこの事業が知れ渡ってきまして、この支援事業に応募するところも多くなつたんだと思います。私はこれは大いに応援すべき、まちづくりとか、あるいは高齢者の団体とか、非常にいい補助事業だと思います。先ほど一般質問で鈴木晴子さんもおっしゃいましたが、高校生へのまちづくりの支援を考えてはどうかという話もありました。今は2巡目も過ぎてコミュニティ助成事業の集会所への充実というのはほぼほぼできてきたのではないかと思います。限度いっぱいをお願いしようというような雰囲気もなきにしもあらずではないかと思います。私はこの個別に活動しているまちづくりの団体にもっと、今回は10万円の補正で合計40万円になりますでしょうか。それではなく、知れ渡ったのはいいことだと思いますので、もう少しここに力を入れていただきたいと思いますが、この点、町長、可能であればお答えをお願いしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町長。

○町長（熊谷 大君） 遠藤議員の御質問、大変、何と答えたらいいのかな、2巡目でもう飽和状態になっているということは、ちょっと現状としてまだ私も把握していないものですから、ちょっと調査をさせていただきます。

それで、先ほどお答えさせていただきました若新さんがつくったJK課もおもしろい予算の使い方で、実は若新さんから提案を受けているところもあつたりして、いろいろなことを考えて調査研究しながら用途を考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。10番 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） さっき関連の思いではなかったのですが関連扱いされたので、ちょっと追加の分でやらさせていただきます。

今、新しくできた愛好会については話をしてくんだよということで、確認をしたいと思っております。その中でこのELが、今日の河北新報にも載っていました。県内で4台しかなくて、そ

のうち残っているのが1台だけなんだと。結構歴史的な価値があるんだよというのがありました。これは昔造った分なので、そういう意味ではこのアスベストの話、またあとPCBの話があると思うんですけども、それも含めて直そうとすると約3,000万円くらいで直せるんだと新聞報道では言っているんですけども、そのくらいである程度の安全対策というか、それができると見ていてよいのでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○都市開発部施設管理課長（戸枝潤也君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

先ほど3,000万円ということでお話がありましたが、こちらの金額につきましては、SL、ELの補修を行って塗装を行ってという金額になってございます。アスベストについては封じ込めで現地のほうには残ると。それで、ELについてはそのまま現地のほうにPCBを含むコンデンサーがそのまま残るといような金額になっています。仮に撤去するとなると解体以上の費用を要すると試算してございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 木村範雄君。

○10番（木村範雄君） 解体という方向で確認をされていて、私たちもその方向をそのまま言ってきたわけなんですけれども、今回新たに愛好家をしながら保存していくという立場で今日の話になっているんだと思います。

その中でやっぱり、今回、さっきも話合いはするんだよという答弁だったので、その話合いをしていただきながら、やはり歴史的に価値があるというのであればそれも大事であろうし、SLなんていうのは仙台の西公園にもあるわけで、そういう意味では、やっぱり同じようなやり方で多分造っているの、そういうアスベストの話とかは多分同じような部分があるのかなと。それも含めて、今ここでではなくて、今回は予算の話なので、今日は予算の部分の確認はしますけれども、予算を確保した後でどのようにやっていくかということをやっぴり、そういう意味では、資産というか、そういう形の考え方もあるし、町民の安全安心のためにはどういうふうにやっていくんだというのも検討の中に入ってくると思うので、ぜひその部分を含めてやっぱり検討していきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 都市開発部長。

○都市開発部長（近江信治君） お答えいたします。

SL、ELの話につきましては、議員さんおっしゃるよう大変貴重な物ということとは分か

っておりますが、方々のお話を十分聞いた上で、町の方針としては今この方向で進めたいと思っておりますので、丁寧に説明をして丁寧な回答をして、納得していただけるように努めたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第39号令和3年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第40号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第17、議案第40号令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第40号令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第41号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第18、議案第41号令和3年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第41号令和3年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第42号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、議案第42号令和3年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。



これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第42号令和3年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第20 議案第43号 財産の取得について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第20、議案第43号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、まず今回、防犯灯と道路灯がLED化されるということで、私のほうで何回かそれに関しては質問させていただいたので非常によかったなと思っております。町長も先日の二酸化炭素削減でLED化されるということで、省エネになるということで前向きな答弁ができたので非常によかったのではないかと感じております。

ただ、今まで私の進めてきた議論というのは、あくまでも防犯灯だけだったので、以前は大体防犯灯だと1億2,000万円ぐらいで、年間で1,200万円ぐらいがリース料という話でした。今回道路灯が入っていますので、その辺の金額の割合です、1億7,000万円の。割合的なもので結構ですから教えていただきたいというのが一つ。

あと、実際今年度中に交換作業に入って来年度の4月1日からリース事業という形になると思いますけれども、大体作業的にはいつぐらいからかかれるのか、この辺だけお願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 危機対策課長。

○総務部危機対策課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

まず、金額のほうの割合でございますけれども、1億7,000万円のうち約67%が防犯灯の部分に該当してまいります。金額でいうと約1億300万円というのが防犯灯のほうです。

続いて、道路照明灯のほうですが、残りの43%で6,600万円ほどが道路照明ということで、

（「33」の声あり）、失礼しました、33%です。67と33ということで、6,600万円ほどが道路照明灯ということになります。

あと、作業スケジュールでございますが、契約成立しましたら調査業務を開始しまして、大体これが9月中旬くらいまでかかるかを見ております。その後、必要な申請関係を行って10月初旬くらいから工事に順次入っていければというような作業スケジュールで、年度末までには完成しまして、4月からリース開始という形でスケジュールを考えております。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） この賃貸借契約の中のこの契約書の1億6,900万円。今、話は分かったんですけども、この契約の仕組みも確認したいんですけども、つまり企業体のほうには契約、賃貸借の料金として1億6,900万円としていますけれども、財産の取得分ということで4,300万円、残りの1億2,600万円は、これはメンテナンスということによろしいんでしょうか。まずそこからお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 危機対策課長。

○総務部危機対策課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

今回、取得金額ということで4,300万円ほど計上してございますが、残りの部分につきましては工事に係る施工料、それから今後10年間維持管理等を行っていくわけでございますが、それに係るメンテナンス費用、そういったものの金額ということになります。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） そうすると、今のお話では企業体のほうで工事のほうと維持管理をするということなんですけれども、この随契の理由の中に、交換工事等における町内の事業者等への経済活性化への寄与も期待できるほかという表現については、これはどのように捉えたらよろしいんですか。つまり、メンテナンスについては、交換とか何かについては町内の業者に発注するという表現になっていると思うんですけども、今のお話だとメンテナンス代はこちらに、企業体に入っているのでもやってもらうというようなことになっているんですけども、その随意契約の理由とちょっと異なるのではないですか、今の説明では。

○議長（吉岡伸二郎君） 危機対策課長。

○総務部危機対策課長（郷家洋悦君） お答えいたします。

ここの随意契約の理由の中の町内事業者への期待という部分でございますが、今回事業者を

募集する際に、プロポーザルの募集、そういったことで募集を行っております。その中で共同企業体等、工事を1社でやる場合、あとグループを組んでやる場合、そういったものも条件の中に含んでおります。その中で、施工部分に関しては、ここに記載しています大平電気さんということで施工が入ってくるようになってまいりますが、こちらは利府町のほうに参加しています利府町の建設災害防止協議会、その中の電気会社のグループにも入っているような企業さんでございますので、そういった中でグループ企業、協力企業ということで町内の業者も期待できるというふうに提案を受けた中で業者を決定してございます。

以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 私はもちろん町内の業者を使っていたきたいというのは当然のことだと思うんですけども、ここの表現でそのような書き方をしていたので、全部、メンテナンスも工事もやってもらおうと書いてあったので、今の説明と異なるなと思ってお聞きしたわけでありまして。だから、ここの書き方というか、要するに実行もそうなんだろうけれども、多分メンテナンスの関係は町内の業者にやってもらおうということだと思うんです。だから、甲乙についてはそういうことであるけれども、今回これは財産の取得の話ですから、ここの説明がちょっとまずいのではないかなと思ったんです。財産の取得については了解、ここの全面的な話として。ただ、随意契約の理由として、これこれこれということで、その契約の内容が見えなかったものだからお聞きしました。だから、その中身については、町内の電気業者さんに修理を今後お願いするということがよろしいんですね。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務部長。

○総務部長（後藤 仁君） お答えいたします。

今回の財産の取得の契約の部分、議員御指摘のとおり、この随意契約理由という項目だけを見ますと、その理由には合致していないという見解かと思えます。町内業者さんは今回の工事に際しても、町内業者を採用したい、下請ですか、というようなこととお話もあります。今後のメンテナンスについても、梨電会という利府のグループなんですが、そちらのほうも随時使っていきたいというような協議をするというお話を受けております。

今回の条例の提案の趣旨というのは、形式的には今回の賃貸借契約と、それから無償譲渡の部分に盛り込んでおります。この中には、10年間の使用料の対価、それから10年後には我々のほうに無償譲渡されるということがあったことから、売買契約の性質も一部備えてい

ということから、今回財産の取得ということで提案させたものですので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第43号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第44号 町道の路線認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第21、議案第44号町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、議案第44号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は15時0分とします。

午後2時49分 休 憩

---

午後2時58分 再 開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第22 議案第45号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第22、議案第45号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により討論を省略します。

これより、議案第45号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（吉岡伸二郎君） ただいまの出席議員は17名です。

立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、13番 及川智善君、14番 永野渉君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（吉岡伸二郎君） 念のため申し上げます。投票は会議規則第78条の規定により、選任に同意の方は賛成と、不同意の方は反対と記載願います。なお、会議規則第78条の2の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼〕

〔各員投票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次に、開票を行います。

13番 及川智善君、14番 永野 渉君、開票の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（吉岡伸二郎君） 投票の結果を報告します。

投票総数 17票

うち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 17票

反対 0票

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第45号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

---

日程第23 議案第46号 利府町農業委員会委員の任命について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第23、議案第46号利府町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例によって討論を省略します。

これより議案第46号利府町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、会議規則第81条及び先例集114の1の規定により、簡易表決により行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第24 発委第1号 利府町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第24、発委第1号利府町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（渡辺幹雄君） それでは、発委第1号利府町議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者であります議会運営委員会を代表いたしまして説明申し上げます。

近年、町村議会においては議員の成り手不足が全国的な課題となっております。その解消に向け、議会の機能強化を図るとともに、女性や若者をはじめ多様な層の住民が議員に立候補し、活躍できる環境を整備する必要があります。

このような状況を踏まえ、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、議員が活躍しやすい環境を整備するため、会議規則において育児、介護等の会議への出席事由や出産に係る

産前産後の欠席期間を規定し、また、出産以外においても長期欠席する場合には届出等の規定を追加するものです。

また、行政手続における押印義務を廃止する方向で検討が行われていることから、議会への請願手続についても、請願者の利便性の向上を図るため、押印を義務づけている規定についてあわせて改正するものであります。

なお、参考に新旧対照表をつけておりますので、お目通しください。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

議会運営委員長は席にお戻りください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発委第1号利府町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第25 発委第2号 利府町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第25、発委第2号利府町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（渡辺幹雄君） それでは、発委第2号利府町議会議員の議員報酬及び



期末手当の特例に関する条例について、提出者であります議会運営委員会を代表いたしまして説明申し上げます。

町議会議員の議員報酬及び期末手当については、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例により定められておりますが、これまで長期にわたって議会の会議を欠席した場合には、議員報酬の減額規定は定められておりませんでした。

しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大の収束が見えない中、自身の傷病や家族の看護など、やむを得ず長期間にわたり会議への出席ができない場合も考えられ、また、全国の議会においても同様の条例制定が進んでおります。

このことから、議員の職責及び利府町議会への町民の信頼確保の重要性に鑑み、当議会議員の議員報酬及び期末手当等の支給について、特例を定めるものであります。

条例の主な内容については、町議会の会議等の欠席期間が90日を超え180日以下の期間の場合は、100分の80に、180日以上を超え365日以下の期間の場合は100分の70に、365日を超える期間の場合は100分の50を議員報酬に乗じて支給するものであります。

なお、この条例については、令和3年10月1日からの施行としております。

議員各位におかれましては、この提案の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願いいたしまして議案の説明とさせていただきます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

議会運営委員長は席にお戻りください。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより発委第2号利府町議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議員の派遣について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第26、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

---

日程第27 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第27、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務企画常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営委員長及び議会広報常任委員長から、目下調査中の事件について会議規則第70条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年6月利府町議会定例会を閉会します。

議員の皆様、当局の皆様、大変御苦労さまでした。

午後3時18分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないこと

を証するためここに署名する。

令和3年6月11日

議 長

署名議員

署名議員